

政策分野等	1 防災・生活安全	更新日	令和8年5月1日
施策等	2 防犯力の向上	担当部	市民生活部
基本的な方向性等	2 消費者トラブルの未然防止や被害の軽減・回復を図るため、関係機関との連携を強化し、消費者の意識啓発や相談体制の充実を推進します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	消費生活相談（消費者生活啓発）	継続	503	486	○	市民生活課
2	消費生活講座（消費者生活啓発）	継続	0	0	○	市民生活課
3	消費生活展（消費者生活啓発）	継続	390	340	○	市民生活課
4	消費者団体育成補助金（消費者生活啓発）	継続	120	120	○	市民生活課
5	計量啓発・検査（消費者生活啓発）	継続	382	214	○	市民生活課
6	暮らしいきいき資金融資あつ旋	継続	52	140	○	市民生活課
事業費合計			1,447	1,300		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	犯罪発生件数（件）	1,953 （2024 年）	1,920 （2026 年）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 （進捗状況）	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 （主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等）	- 消費生活に関する相談窓口として消費生活相談室（平成28年度から消費生活センター）を整備して以降、比較的相談の多い月・水・金曜日は相談員2名体制に拡充し、出張消費生活相談も実施する等、利便性を向上させた。 - 平成21年度からは、年間相談件数が1,000件を超え、毎年約1,000件の相談について専門職の消費生活相談員が助言や、あっせん等を行うことにより、消費者トラブルの解決に寄与している。 - 消費生活講座や消費生活展の消費者啓発活動を、消費者団体や市民と協働して実施することにより、消費者トラブル未然防止の意識も向上している。 - 悪質商法は次々と新しい手口が発生しており、相談内容も複雑多様化しているため、熟練した相談員の確保とスキルアップを推進していく必要がある。		
今後の 方向性 （課題解決 の方策等）	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	2022年4月に成年年齢が18歳に引き下げられ、高校在学中から契約行為の責任を負うことになるため、市内の学校に対し、消費者教育の実施について働きかけていく。 - 高齢者と接点の多い団体等の協力を得て、消費生活相談や講座をPRしていく。 - 独立行政法人国民生活センター等の開催する研修に消費生活相談員及び行政職員を派遣し、相談能力等のレベルアップを図っていく。 - 補助金制度の動向を随時県に確認し、拡充希望等の意思表示を行っていく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	1-2-2-1	
事業名	消費生活相談（消費者生活啓発）			最終更新日	令和8年5月1日	
実施根拠	消費者安全法			担当課	市民生活課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	1 防災・生活安全		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 防犯力の向上				
	基本的な 方向性等	2 消費者トラブルの未然防止や被害の軽減・回復を図るため、関係機関との連携を強化し、消費者の意識啓発や相談体制の充実を推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 問題解決に向けて情報の提供や助言を行うとともに、自主交渉では解決が困難な事案については、消費生活相談員が業者とのあっせんに努め、複雑多様化する悪質商法等の被害を減らす。					
	【事業概要】 受付日時：月曜日から金曜日までの平日 午前10時から正午と午後1時から午後3時まで 受付場所：春日井市消費生活センター（市役所3階） 相談体制：月曜日、水曜日、金曜日は相談員2名、火曜日、木曜日は相談員1名					
	事業期間	昭和49年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	昭和49年度 消費生活相談員を配置、面談や電話による消費生活相談を開始 平成22年度 消費者行政活性化基金事業費補助金（活性化基金）を活用、消費生活相談室を設置 P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワーク）システムを導入 ※全国の相談事例を参照し、よりの確な相談が可能となる。					
	平成23年度 活性化基金を活用、比較的相談の多い月曜日と金曜日に相談員を2名配置					
	平成26年度 活性化基金を活用、東部市民センターで出張消費生活相談を月1回開始					
	平成27年度 出張消費生活相談を月1回から月2回へ拡充					
	平成28年度 センター条例を制定、消費生活相談室を「春日井市消費生活センター」に改称					
	令和 4年度 月曜日、水曜日、金曜日を、相談員2名配置とし、予約制を一部導入					
令和 5年度 出張消費生活相談を廃止						
令和 6年度 消費生活相談員を会計年度任用職員として採用						
		令和7年度	令和6年度	令和5年度		
相談件数		1,047件	1,020件	950件		
うち65歳以上割合		37.8%	38.4%	33.6%		
相談員数		8名	7名	8名		
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			486千円	503千円	365千円	5,130千円
	特定財源	国・県支出金	154千円	146千円	141千円	141千円
		その他	0千円	0千円	0千円	141千円
	一般財源		332千円	357千円	238千円	4,989千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・相談件数 1,047件 ・事業者との自主交渉が難しい一部の高齢者や若年者については、消費生活相談員があっ旋。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	相談件数		1,000件（8年度）	1,047件	1,020件	950件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・平成21年度に年間相談件数が1,000件を超えて以来、毎年約1,000件の相談について、専門職の消費生活相談員が助言や、あっせん等を行うことにより、消費者トラブルの解決に寄与している。 ・新卒の悪質商法等が次々に発生し、高齢者による相談件数が例年3割前後を占めていることから、消費生活相談や講座をPRし、悪質商法の防止や被害軽減に努める必要がある。 ・民法の一部改正により成年年齢が引き下げられたため、消費生活の知識に乏しく、これまで法的に保護されていた18歳以上20歳未満の若年層が、被害に遭う危険性が高まるため、啓発強化が必要である。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・悪質商法への実践的な対応方法等を学んでもらい、被害を未然に防止するため、高齢者と接点の多い団体に、消費生活相談や講座をPRしていく。 ・成年年齢が18歳に引き下げられ、高校在学中から契約行為の責任を負うことになるため、市内の学校に対し、啓発活動を行っていく。 ・消費生活を取りまく環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、相談員及び行政職員は、研修等への参加により、知識及び技術の向上に努める。 ・相談員を確保し、安定した相談体制の維持を図る。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・新たに設けられた国の交付金の活用を検討し、財源確保を図る。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	1-2-2-2	
事業名	消費生活講座（消費者生活啓発）			最終更新日	令和8年5月1日	
実施根拠	春日井市消費生活講座実施要領			担当課	市民生活課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	1 防災・生活安全			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 防犯力の向上				
	基本的な 方向性等	2 消費者トラブルの未然防止や被害の軽減・回復を図るため、関係機関との連携を強化し、消費者の意識啓発や相談体制の充実を推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 消費生活に関するさまざまな講座を実施することで、消費者トラブルの未然防止及び発生時に適切な対応ができるよう、消費生活に関する諸問題について、市民に正しい知識を身に付けてもらう。 【事業概要】 - 希望する団体に対し、消費生活相談員等を講師として派遣する「派遣講座」の実施 - 消費者啓発イベントの開催時等に合わせ、「市主催講座」を実施					
	事業期間	平成17年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	「派遣講座」及び「市主催講座」を1年で10回程度、実施している。 - 高齢者被害防止のため、町内会や老人会等の団体を中心に実施している。 - 悪質商法の手口や対応、クーリングオフの具体的な方法等、消費者に対する啓発と情報提供が図られている。 - 市と消費者団体の協働による講座を開催している。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			0千円	0千円	0千円	40千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	0千円	40千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・町内会や老人会等の団体や一般市民に対し、「主催講座」を5回、「派遣講座」を7回実施した。 受講者数：173人					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	実施回数		15回（8年度）	12回	10回	12回
	受講者数		200人（8年度）	173人	203人	136人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・実施回数は、順調に推移している。 ・講座の内容が偏らないように留意し、幅広い知識の普及に努めている。 ・後を絶たない悪質商法に対応するため、定期的に受講する団体が増えるよう に、受講者の要望を取り入れた講座を行っていく必要がある。 ・次々に新しい手口の悪質商法等が発生しており、消費者トラブルを未然に防止 するため、より多くの市民に消費生活講座を受講してもらう必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・企業の講座プログラム（無償）を活用するなど、講座の種類を増やしていく。 ・講座実施後にアンケートを行い、受講者の意見や要望を次回の講座に反映させていく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・同内容で継続予定				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	1-2-2-3	
事業名	消費生活展（消費者生活啓発）			最終更新日	令和8年5月1日	
実施根拠	—			担当課	市民生活課	
関連計画	—		関連する 附属機関	春日井市消費生活展実行委員会		
総合計画 施策体系	政策分野等	1 防災・生活安全			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 防犯力の向上				
	基本的な 方向性等	2 消費者トラブルの未然防止や被害の軽減・回復を図るため、関係機関との連携を強化し、消費者の意識啓発や相談体制の充実を推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 さまざまな悪質商法や契約トラブルによる消費者被害、食品や製品の安全性、地球温暖化等の環境問題など、消費者を取り巻く状況は、日々大きく変化していることから、消費生活の安定及び環境への意識向上を目指し、日常生活に活かすことのできる情報提供を行う。 【事業概要】 - 消費者団体、協力団体、市関係各課による展示や体験コーナーの設置 「くらしの豆知識」などの情報紙の無料配布 - 寸劇を始めとした消費者啓発イベント等の実施					
	事業期間	昭和49年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	- 昭和49年度「くらしを守るみんなの消費生活展」として開催（3日間） ※以後、名称や開催日数等を変更しながら現在に至る。 - 令和4年度より新型コロナウイルス感染症対策により、出展者の人の配置義務を無くした。それに伴い、片付けのために休日出勤をしなければならない企業等の出展者の負担軽減の観点から、従来の金曜日と土曜日の開催を、水曜日から金曜日の平日のみの開催に改め、土曜日に行っていたイベントを廃止し、パネル展示を中心とする内容に変更した。 - 令和7年度より、開催日を木曜日と金曜日の開催に変更した。 - 市役所を会場として6月に2日間、11月以降に各公民館やふれあいセンター等で出張消費生活展を開催し、消費者トラブルの注意喚起と被害の防止及び消費活動に関する啓発を実施している。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			340千円	390千円	390千円	390千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		340千円	390千円	390千円	390千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・6月に2日間にわたり、パネル展示を中心に開催した。 ・11月～2月に、各公民館やふれあいセンター等5か所で、実行委員会を構成する5団体による、出張消費生活展を実施した。 ・出張消費生活展にて、実行委員会を構成する5団体による、関連講座を実施した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	参加団体数		27団体（8年度）	26団体	27団体	24団体
	来場者数		5,700人（8年度）	5,200人	5,800人	5,500人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・平日に市民ホールで実施することにより、来庁者を取り込んで消費者啓発を行っている。 ・消費生活問題は、経済情勢や社会現象等の変化によって、多種多様な事象が発生することから、情勢や状況に沿った啓発や情報提供を行う必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	・消費者団体との協働により、実行委員会において、情勢や状況に沿った内容での啓発や情報提供に取り組んでいく。 ・来場者に対するアンケート等を実施し、実行委員会において、よりニーズの高いイベントや情報提供の実施に向けて検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・ 同内容で継続予定				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	1-2-2-4	
事業名	消費者団体育成補助金（消費者生活啓発）			最終更新日	令和8年5月1日	
実施根拠	春日井市消費者団体育成補助金交付要綱			担当課	市民生活課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	1 防災・生活安全			基本計画 重点方針	
	施策等	2 防犯力の向上				
	基本的な 方向性等	2 消費者トラブルの未然防止や被害の軽減・回復を図るため、関係機関との連携を強化し、消費者の意識啓発や相談体制の充実を推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 消費者基本法の理念に基づき、市内の消費者団体を育成することにより、消費生活の安定及び向上を図る。 【事業概要】 補助対象団体：市内に居住する15人以上の者で構成され、継続的に活動をし、毎月1回以上定例会を行っており、市主催の消費生活展に参加している団体 補助対象事業：①消費生活に関する情報収集及び調査研究に関する事業 ②消費者に対する啓発及び教育に関する事業 補助限度額：30千円					
	事業期間	平成7年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	平成7年1月 制度開始（限度額100千円／団体） 平成18年4月 限度額を変更（30千円／団体） ・消費生活展等のイベントによる合同啓発のほか、各団体の得意分野に応じた消費生活講座等の開催により個別に啓発や情報交換など交流を行い、市内消費者の自立とレベルアップを図っている。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			120千円	120千円	120千円	120千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		120千円	120千円	120千円	120千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・30千円を4団体に、補助金として交付した。 ・生ごみのリサイクル講座、エコライフフェア、自然農法セミナー、悪質商法防止の出前講座等を消費者団体が実施。 ・春日井まつりのパレードで横断幕を掲げて行進してもらうなど、団体のPRを実施した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	補助金交付団体数		5団体（8年度）	4団体	4団体	4団体
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・実行委員として消費生活展の運営に携わり、事業の推進に貢献している。 ・各団体がテーマを定めて市民向け講座等を行うことで、市が単独で実施するよりも多様な啓発効果を発揮している。 ・交付対象となっている消費者団体の一部において、メンバーの高齢化や減少傾向が見られる。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 消費者トラブルの未然防止、意識啓発等に貢献している団体であり、今後も補助を継続する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続予定				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	1-2-2-5	
事業名	計量啓発・検査（消費者生活啓発）			最終更新日	令和8年5月1日	
実施根拠	計量法			担当課	市民生活課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	1 防災・生活安全		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 防犯力の向上				
	基本的な 方向性等	2 消費者トラブルの未然防止や被害の軽減・回復を図るため、関係機関との連携を強化し、消費者の意識啓発や相談体制の充実を推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 市内において取引又は証明に使用される「はかり」について、2年に1回検査を実施し、適正計量を確保する。 【事業概要】 ・市内において取引又は証明に使用される「はかり」を対象とした定期検査の実施 ・春日井市手数料条例に基づく検査手数料の徴収 ・「定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書」を集計し、計量士による代検査の実施状況を把握 ・消費生活展においてキッチンスケールの無料点検を行い、正確な計量に対する関心と理解を深めるための消費者啓発を実施					
	事業期間	昭和28年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	市内に所在する店舗等が使用する「はかり」を対象に、2年に1回定期検査を実施している。 また、各店舗で量り売りされている商品について、包装容器に表示されている内容量と真実との量との差が計量法で定める公差内であることを確認するため、立ち入り検査を実施している。					
		令和7年度	令和6年度	令和5年度		
	定期検査台数	445台	448台	434台		
	代検査台数	376台	559台	296台		
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			214千円	382千円	531千円	163千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		214千円	382千円	531千円	163千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・ 所在場所検査を実施 ① 1月：小中学校 体重計 ② 2月：はかりを多数所有する事業所等 ③ 3月：高校及び大学 体重計、大型はかりを所有する事業所等 ・ 保育園、幼稚園、認定こども園 体重計の集合検査を3月に実施 ・ スーパー等の店舗において、11～12月に量目検査を実施					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・ 市内において取引又は証明に使用される「はかり」の正確さが維持され、市民生活の安定及び消費者利益の保護に寄与している。 ・ 市内各所で集合検査を実施するほか、はかりを移動できない場合は所在場所検査で対応する等、より受検しやすい体制が整えられている。 ・ 肉、魚、野菜等のグラム売り食品について、実際に店頭に並んでいる品物の重さを検査することにより、商品量目の面からも適正計量の確保が図られている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 検査業務に必要な知識をもった職員を育成していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	令和7年度と同内容で継続予定				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	1-2-2-6	
事業名	暮らしいきいき資金融資あっ旋			最終更新日	令和8年5月1日	
実施根拠	春日井市暮らしいきいき資金融資あっ旋要綱 春日井市暮らしいきいき資金利子補給補助金交付要綱			担当課	市民生活課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	1 防災・生活安全		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 防犯力の向上				
	基本的な 方向性等	2 消費者トラブルの未然防止や被害の軽減・回復を図るため、関係機関との連携を強化し、消費者の意識啓発や相談体制の充実を推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 生活のため一時的に必要とする資金を調達することが困難な市民に対し、生活の安定と充実を図るために生活資金の融資あっ旋を行うとともに、利息の一部を補助する。 【事業概要】 ・あっ旋対象 ①満20歳以上66歳未満で、完済時に満71歳未満であること。 ②市内に引き続き1年以上住所を有すること。 ③返済可能な継続、安定した収入があること。 ④市税を滞納していないこと。 ⑤金融機関及び信用保証会社の審査に合格すること。 ・あっ旋条件 ①あっ旋額 10万円以上50万円以内（1万円単位） ②資金使途 自由（事業性資金、旧債務返済資金は不可） ③利 率 7.5%（元金に対し年利4.0%の利子に相当する額を補助金として交付） ④期 間 6か月以上5年以内（6か月単位） ⑤貸付方法 証書貸付 ⑥償還方法 元利均等毎月払い ⑦担 保 不要（ただし保証会社の保証に係る保証料を利率に含む） ⑧保証人等 原則不要					
	事業期間	平成19年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	昭和53年度～平成18年度 「くらしを守る」資金融資あっ旋制度 平成19年度～ 「暮らしいきいき」資金融資あっ旋制度として開始 ※あっ旋対象や資金使途他あっ旋条件等を見直し ・生活のため、一時的に資金を必要とする市民のセーフティネットとしての役割を果たしている。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			140千円	52千円	38千円	53千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		140千円	52千円	38千円	53千円

7年度の 主な実施内容 （実績）	（実施内容・事業費等） ・融資相談を7件、あっ旋を1件実施した ・利子補給対象7件に対し、補助金 51,599 円を交付					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	あっ旋件数		8件（8年度）	1件	5件	5件
	許諾件数		5件（8年度）	1件	2件	2件
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・旧制度より条件を緩和したことにより融資あっ旋の受入れがしやすくなり、実際の融資に至っている。 ・利子補給により利率を実質3.5%に抑え、利用者の生活圧迫を軽減している。 ・制度を知らない人もおり、相談件数やあっ旋件数が減少傾向にある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） 民業とのバランスも考慮しつつ、リーフレットや市ホームページ、市広報の活用や生活支援課と連携して、必要な人が制度を利用できるよう周知を図っていく。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	同内容で継続予定				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和8年6月5日
施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保	担当部	市民生活部
基本的な方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	特定健康診査・特定保健指導（特定健康診査等事業費）	継続	140,134	147,317	○	保険医療年金課
事業費合計			140,134	147,317		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	・ 民間の委託業者による特定健診受診勧奨に加え、専門職による訪宅勧奨を実施したことにより、受診率が暫定値で1.4%上昇し、受診率増を継続している。		
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	・ 国民健康保険保健事業実施計画に基づき継続して実施する。 ・ 官民連携事業メタボ健診宝くじやデジタルサイネージ等により、ナッジ理論を踏まえた啓発を行い受診率の向上を図る。 ・ 県国保連合会の保健事業支援や支援評価委員会の指導を受けながら、受診率の向上を図る。 ・ 生活習慣病及び糖尿病性腎症の重症化予防を積極的に働きかける。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度		整理番号	2-1-1-1
事業名	特定健康診査・特定保健指導（特定健康診査等事業費）					最終更新日	令和8年6月5日
実施根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、24条 国民健康保険法第82条第1項					担当課	保険医療年金課
関連計画	春日井市国民健康保険保健事業実施計画			関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉				基本計画 重点方針	—
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保					
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。					
目的・ 事業概要	【目的】 生活習慣病の予防、早期発見・早期治療及び重症化予防を推進する。 【事業概要】 ・対象者 40歳～74歳の春日井市国民健康保険の被保険者 ・内容 特定健康診査 メタボリックシンドロームに着目した内容 特定保健指導 特定健康診査の結果に基づく保健指導 ・方法 いずれも、（一社）春日井市医師会及び（公財）春日井市健康管理事業団に委託						
	事業期間	平成20年度～					
過去の経緯、 主な実績等	<経緯> 平成19年度 老人保健法に基づく基本健康診査の廃止 第1期特定健康診査等実施計画策定（平成20年度～平成24年度） 平成20年6月 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各医療保険者による当事業の開始 平成24年度 第2期特定健康診査等実施計画策定（平成25年度～平成29年度） 平成29年度 第3期特定健康診査等実施計画策定（平成30年度～平成35年度） 平成30年4月 国の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」一部改正 令和3年2月 国の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」一部改正 令和5年3月 国の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」一部改正 令和5年12月 国の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」一部改正 令和5年度 第国民健康保険保健事業実施計画策定（令和6年度～令和11年度） 令和6年4月 国の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」一部改正 <実績> 年度ごとに「春日井市国民健康保険保健事業実施計画」を作成し、その基本方針に基づき、事業の啓発や推進を実施している。						
事業費	事業費			8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
				147,317千円	140,134千円	139,583千円	137,719千円
	特定財源	国・県支出金	54,890千円	56,927千円	61,539千円	66,594千円	
		その他	千円	千円	千円	千円	
一般財源			92,427千円	83,207千円	78,044千円	71,125千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・被保険者は減少しているが、健診の受診者数は増加している。 ・令和7年度もレターによる受診勧奨事業を民間事業者に委託して実施した他、訪宅による受診勧奨を実施した。(法定報告の受診率は、令和5年度から令和6年度で1.7%上昇した。) ・「メタボ健診宝くじ」(主に市内事業者から協賛品の提供を受け、申込不要で健診受診者の中から抽選で当選者を決定する。)を実施した。					
成果指標	指標名		目標値 (8年度)	7年度 (暫定値)	6年度	5年度
	特定健診受診率 (法定報告値)		42.5%	38.0%	36.6%	34.9%
	特定保健指導利用率 (法定報告値)		32.0%	28.0%	23.5%	22.1%
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・令和7年度の受診率は暫定値で38%に上昇(令和7年度法定報告受診率は令和8年11月に確定)。 ・健診受診啓発及び未受診者へのアプローチや令和5年度開始の「メタボ健診宝くじ」の効果と捉え、継続していく。 ・令和7年度、AI分析による受診勧奨はがきを送付したほか、ターゲットを絞った、専門職による未受診者宅訪問による受診勧奨を行った。 ・特定保健指導では、対象者へナッジ理論効果がある利用券を送付するとともに、電話による積極的な利用勧奨を行っている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 特定健康診査の受診者数を増やし、必要な方へ特定保健指導を行う。 生活習慣病を早期に発見し、生活習慣の改善を促し、必要な治療へ繋げることで、重症化を防ぎ、医療費の適正化を図る。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	引き続き特定健診の受診啓発を実施するとともに、特定保健指導の利用率向上に向けた新たな取組みを検討する。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和8年6月5日
施策等	2 高齢者福祉の充実	担当部	市民生活部
基本的な方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	福祉医療費助成制度 （後期高齢者福祉医療費）	継続	610,785	613,357	○	保険医療年金課
事業費合計			610,785	613,357		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	・成果 後期高齢者医療制度に加入している身体、知的、精神障がい者などに対して、医療費の一部負担金相当額を支給することで、必要な医療を安心して受けることができるよう負担軽減が図られている。		
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	医療費助成の継続を通じて、高齢者、障がい者などが安心して医療を受けられる環境維持を図っていく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-2-1-1
事業名	福祉医療費助成制度（後期高齢者福祉医療費）				最終更新日	令和8年6月5日
実施根拠	春日井市医療費の支給に関する条例				担当課	保険医療年金課
関連計画	—			関連する 附属機関	—	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	医療費の一部負担金相当額を支給することで、後期高齢者医療制度に加入している身体障がい者や知的障がい者など、より支援を必要としている者の医療費の負担軽減を図るとともに福祉の増進に寄与することを目的としている。					
	主な対象者	身体障害者手帳1～3級や受給要件を満たす認知症の人 など				
	所得制限	次の受給対象者には、所得制限あり ・戦傷病者手帳所持者 特別児童扶養手当の所得要件に準ずる ・寝たきり又は認知症 市県民税非課税世帯 ・独居老人 市県民税非課税世帯				
	助成方法	現物給付（受給者証の提示により、医療機関等での自己負担なし）				
	事業期間	平成20年4月 ～				
過去の経緯、 主な実績等	後期高齢者福祉医療費助成制度は、愛知県下共通の福祉制度を基本とし、市要綱の規定に基づいて独居老人などを対象とした市単独助成事業を加え、医療保険制度による保険適用後の自己負担額を助成している。					
	平成30年10月から自立支援医療受給者で受給者証が発行できなかった75歳以上の人に受給者証を発行し、年齢によるサービスの差を解消した。					
	愛知県下共通の 福祉制度	入院	母子・障がい・精神の各医療該当者（自立支援は通院のみ）			
		通院	戦傷病者手帳所持者/寝たきり・認知症高齢者			
入院		感染症予防法、精神保健法による措置入院者				
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			613,357千円	610,785千円	600,865千円	594,037千円
	特定財源	国・県支出金	299,730千円	272,968千円	270,585千円	268,977千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		313,627千円	337,817千円	330,280千円	325,060千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 医療保険制度による保険適用後の自己負担額を助成					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	平均受給者数		—	5,594人	5,557人	5,461人
	一人あたり医療費（年）		—	108,114円	107,069円	107,734円
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	必要な医療費助成は十分に提供できており、事業の目的は達成できている。 また、平成30年10月からは、75歳以上の自立支援受給者も、償還払いでなく、受給者証の発行による現物化とすることにより、年齢によるサービス内容の差を解消した。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　—：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 身体障がい者や知的障がい者、重度の要介護者などは、医療費が高額になることが多く、安心して医療を受けられるよう経済的支援が求められており、それらの人が必要な医療を受けることや医療費負担の軽減がされるよう、助成制度の維持継続を図っていく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	制度の維持継続				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和8年6月5日
施策等	3 障がい者福祉の充実	担当部	市民生活部
基本的な方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	福祉医療費助成制度 （心身障がい者医療費）	継続	540,237	552,358	○	保険医療年金課
2	福祉医療費助成制度 （精神障がい者医療費）	継続	311,449	344,991	○	保険医療年金課
事業費合計			851,686	897,349		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	暮らしやすいまちと感じている障がいのある人の割合（％）	85.5 (2021)	88.0

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	・成果 身体障がい者や知的障がい者などに対して、医療費の一部負担金相当額を支給することで、必要な医療を安心して受けることができるよう負担軽減が図られている。		
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	医療費助成の継続を通じて、障がい者が安心して医療を受けられる環境維持を図っていく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-1	
事業名	福祉医療費助成制度（心身障がい者医療費）			最終更新日	令和8年6月5日	
実施根拠	春日井市医療費の支給に関する条例			担当課	保険医療年金課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	医療費の一部負担金相当額を支給することで、身体障がい者や知的障がい者など、より支援を必要としている者の医療費の負担軽減を図るとともに福祉の増進に寄与することを目的としている。 主な対象者 身体障害者手帳1～3級や療育手帳A判定又はB判定の人 など 助成方法 現物給付（受給者証の提示により、医療機関等での自己負担なし）					
	事業期間	昭和48年4月 ～				
過去の経緯、 主な実績等	心身障がい者医療費助成制度は、愛知県下共通の福祉制度を基本とし、市条例の規定に基づいて、医療保険制度による保険適用後の自己負担額を助成している。					
	愛知県下共通の 福祉制度	入院 通院	身体障がい者 1～3級			
			腎機能障がい4級/進行性筋萎縮症4～6級			
			知的障がい者 IQ50以下（療育手帳A又はB判定）			
			自閉症状群と診断されている者			
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			552,358千円	540,237千円	545,686千円	498,628千円
	特定財源	国・県支出金	276,178千円	259,806千円	265,253千円	238,395千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		276,180千円	280,431千円	280,433千円	260,233千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 医療保険制度による保険適用後の自己負担額を助成					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	平均受給者数		—	3,419人	3,360人	3,339人
	一人あたり医療費（年）		—	157,093円	161,501円	148,454円
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	必要な医療費助成は十分に提供できており、事業の目的は達成できているため。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　—：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 障がいの人が必要な医療を受けることや医療費負担の軽減がされるよう、助成制度の維持継続を図っていく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	制度の維持継続				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-2
事業名	福祉医療費助成制度（精神障がい者医療費）			最終更新日	令和8年6月5日
実施根拠	春日井市医療費の支給に関する条例			担当課	保険医療年金課
関連計画	—		関連する 附属機関	—	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針
	施策等	3 障がい者福祉の充実			
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。			
目的・ 事業概要	精神障がい者医療費は、精神疾患による通院医療（自立支援医療受給者）や、精神障害者保健福祉手帳を所持している方など、より支援を必要としている者の医療費の負担軽減を図るとともに福祉の増進に寄与することを目的としている。 ① 精神疾患による通院医療 対象者 自立支援医療（精神通院）受給者 助成方法 現物給付（受給者証の提示により、医療機関等での自己負担なし） 助成範囲 自立支援適用後の全額助成 ② 精神障害者保健福祉手帳所持者 対象者 精神手帳1級又は2級所持者で、 自立支援医療受給者または精神病床に入院中の者など 助成方法 現物給付（受給者証の提示により、医療機関等での自己負担なし）				
	事業期間	① 昭和60年4月～ ② 平成17年10月～			
過去の経緯、 主な実績等	①	拡充年月	助成方法	内容	
		昭和60年4月	償還	1/2助成	
		平成18年4月	現物	全額助成	
	②	拡充年月	助成方法	内容	
		平成17年10月	償還	入院 1/2助成	
		平成20年4月	償還	入院 全額助成	
		平成24年10月	償還	通院 1/2助成 入院 全額助成	
		平成30年4月	償還	入院・通院 全額助成	
		平成30年10月	現物	入院・通院 全額助成	
	精神障がい者医療費助成制度は、愛知県下共通の福祉制度を基本とし、市条例の規定に基づいて助成範囲の拡充など市単独事業を加え、医療保険制度による保険適用後の自己負担額を助成している。				
	愛知県下共通の 福祉制度		通院	自立支援医療（精神通院医療）を適用した精神疾患	
			入院	精神病床への入院	
※精神手帳1級又は2級所持者が対象					

事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			344,991千円	311,449千円	298,106千円	272,377千円
	特定財源	国・県支出金	71,668千円	64,557千円	65,011千円	58,235千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		273,323千円	246,892千円	233,095千円	214,142千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 医療保険制度による保険適用後の自己負担額を助成					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	平均受給者数		—	5,983人	5,623人	5,247人
	一人あたり医療費（年）		—	51,348円	52,318円	51,216円
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	必要な医療費助成は十分に提供できており、事業の目的は達成できているため。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 精神障がい者は、医療費が高額になることが多く、安心して医療を受けられるよう経済的支援が求められており、障がいを持つ人が必要な医療を受けることができ、医療費負担が軽減されるよう、助成制度を維持継続していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	制度の維持継続				

政策分野等	3 子育て・教育	更新日	令和8年6月5日
施策等	1 子育て子育て支援の充実	担当部	市民生活部
基本的な方向性等	1 妊娠、出産、子育てに関する不安や負担を軽減するほか、母子の健康を守り、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を図ります。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	福祉医療費助成制度 （子ども医療費）	継続	1,847,595	1,929,033	○	保険医療年金課
2	福祉医療費助成制度 （学生医療費）	廃止	4,228	1,000	○	保険医療年金課
事業費合計			1,851,823	1,930,033		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	子育てしやすいまちと思う人の割合（％）	(2018)	(2023)
	①未就学児の保護者	①63.3	①75.0
	②小学校低学年児童の保護者	②61.7	②75.0
	③小学校高学年児童の保護者	③59.3	③75.0

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 （進捗状況）	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 （主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等）	・ 成果 子ども医療費については、0歳児から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者の医療費の一部負担金相当額を支給することで、少子化対策として、子育て世帯が必要な医療を安心して受けることができるよう負担軽減が図られている。 学生医療については、18歳に達する日以後の最初の4月1日から24歳に達する日以降の最初の3月31日までの学生等の入院分について、医療費の一部負担金相当額を支給していたが、利用が僅少であったことから、令和8年3月末をもって事業を廃止した（令和8年3月以前の診療分については申請可能）。		
今後の 方向性 （課題解決 の方策等）	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	こども医療費助成の継続により、子どもが安心して医療を受けられる環境を維持していく。 医療費助成制度について、広く周知を行い、適正な制度利用を確保していく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	3-1-1-1	
事業名	福祉医療費助成制度（子ども医療費）			最終更新日	令和8年6月5日	
実施根拠	春日井市医療費の支給に関する条例			担当課	保険医療年金課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	3 子育て・教育			基本計画 重点方針	—
	施策等	1 子育て子育て支援の充実				
	基本的な 方向性等	1 妊娠、出産、子育てに関する不安や負担を軽減するほか、母子の健康を守り、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	子どもの入院にかかる医療費の一部負担金相当額を支給することにより、少子化対策として子育て世帯の負担軽減を図るとともに福祉の増進に寄与することを目的としている。 受給対象年齢 入院・通院とも0歳から18歳の年度末まで 助成方法 現物給付方式 （受給者証の提示により、医療機関等での自己負担なし）					
	事業期間	昭和48年4月 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【最近の拡充状況】					
	拡充年月		対象区分	対象年齢		
	平成17年10月		入院・通院	4歳 から 未就学児 まで		
	平成20年4月		入院	未就学児 から 中学3年生 まで		
			通院	未就学児 から 小学3年生 まで		
	平成22年7月		通院	小学3年生 から 中学3年生 まで		
	令和2年10月		入院	中卒 から 18歳年度末 まで		
	令和5年4月		通院	中卒 から 18歳年度末 まで		
	子ども医療費助成制度は、愛知県下共通の福祉制度を基本とし、市条例の規定に基づいて年齢要件の拡充など市単独事業を加え、医療保険制度による保険適用後の自己負担額を助成している。					
愛知県下共通の 福祉制度		入院・通院	6歳に達する日以後の最初の3月31日まで			
		入院	15歳に達する日以後の最初の3月31日まで			
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			1,929,033千円	1,847,595千円	1,898,340千円	1,843,721千円
	特定財源	国・県支出金	341,327千円	304,851千円	329,739千円	338,077千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		1,587,706千円	1,542,744千円	1,568,601千円	1,505,644千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 医療保険制度による保険適用後の自己負担額を助成					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	平均受給者数		—	44,699人	45,895人	46,633人
	一人あたり医療費（年）		—	40,779円	40,803円	39,001円
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【課題】 小学校入学以降の通院については市費単独助成となっており、福祉医療費助成全体の大きな割合を占めている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 少子化対策として子育て支援の側面から経済的支援が求められており、子どもが必要な医療を受けられることや子育て世帯における医療費負担の軽減がされるよう、助成制度の維持継続を図っていく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	制度の維持継続				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	廃止	年度	令和8年度	整理番号	3-1-1-2	
事業名	福祉医療費助成制度（学生医療費）			最終更新日	令和8年6月5日	
実施根拠	春日井市医療費の支給に関する条例			担当課	保険医療年金課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	3 子育て・教育			基本計画 重点方針	—
	施策等	1 子育て子育て支援の充実				
	基本的な 方向性等	1 妊娠、出産、子育てに関する不安や負担を軽減するほか、母子の健康を守り、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	入院医療費の一部負担金相当額を支給することで、高等教育を受ける世代の金銭的負担軽減を図り、切れ目のない子育て支援をより一層強化するとともに、福祉の増進に寄与することを目的としている。					
	受給対象者	①学校教育法第1条に規定する大学等に在学する者				
	受給対象年齢	②18歳到達後の最初の4月1日から24歳の年度末までにある者				
	所得制限等	あり（地方税法の被扶養者、市民税非課税者、ひとり親又は父母のいない者）				
	助成方法 償還方式（医療機関で支払後、市へ医療費の支給申請）					
	事業期間	令和2年10月 ～ 令和8年3月（令和8年4月以降分は助成対象外）				
過去の経緯、 主な実績等	学生医療費助成制度は、市条例の規定に基づく市単独事業として、医療保険制度による保険適用後の自己負担額を助成している。令和8年3月末をもって事業廃止とした。令和8年3月分までの入院費用は助成の対象とするが、それ以降の分は対象外とする。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			1,000千円	4,228千円	3,608千円	4,556千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		1,000千円	4,228千円	3,608千円	4,556千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 入院に係る医療保険制度による保険適用後の自己負担額を助成					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	受給者数		—	58人	64人	92人
	一人あたり医療費（年）		—	71,900円	56,382円	49,524円
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	△	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【理由】 令和2年10月から実施してきたが、毎年利用者は僅少であった。 【課題】 学生医療費受給対象者を具体的に把握することは困難であり、ハガキ等による個別周知ができない状況となっている中で、受給対象者をはじめとした多くの方への認知度を向上させる必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 令和8年3月末で事業を廃止（令和8年3月以前の診療分については申請可能）。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	廃止	令和8年3月以前診療分のみ対応				

政策分野等	3 子育て・教育	更新日	令和8年6月5日
施策等	1 子育て子育て支援の充実	担当部	市民生活部
基本的な方向性等	3 ひとり親家庭や特別な支援を必要とする家庭への支援を行うほか、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応や子どもの貧困対策を推進し、家庭環境に関わらず子どもが希望を持つことができる社会の実現を図ります。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	福祉医療費助成制度 （母子・父子家庭医療費）	継続	195,044	197,363	○	保険医療年金課
事業費合計			195,044	197,363		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	子育てしやすいまちと思う人の割合（％）	(2018)	(2023)
	①未就学児の保護者	①63.3	①75.0
	②小学校低学年児童の保護者	②61.7	②75.0
	③小学校高学年児童の保護者	③59.3	③75.0

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	・ 成果 就労等の面から経済的に不安定な状態に置かれているケースが多い母子・父子家庭 に対して、医療費の一部負担金相当額を支給することで、経済的な負担軽減を図って いる。		
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	医療費助成の継続を通じて、母子・父子家庭の方が安心して医療を受けられる環境 維持を図っていく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	3-1-3-1
事業名	福祉医療費助成制度（母子・父子家庭医療費）				最終更新日	令和8年6月5日
実施根拠	春日井市医療費の支給に関する条例				担当課	保険医療年金課
関連計画	—			関連する 附属機関	—	
総合計画 施策体系	政策分野等	3 子育て・教育			基本計画 重点方針	—
	施策等	1 子育て子育て支援の充実				
	基本的な 方向性等	3 ひとり親家庭や特別な支援を必要とする家庭への支援を行うほか、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応や子どもの貧困対策を推進し、家庭環境に関わらず子どもが希望を持つことができる社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	医療費の一部負担金相当額を支給することで、母子・父子家庭など、より支援を必要としている者の医療費の負担軽減を図るとともに福祉の増進に寄与することを目的としている。					
	主な対象者	母子・父子家庭で18歳の年度末までの子がいる世帯の親子 など				
	所得制限	あり（児童扶養手当の所得要件に準ずる）				
	助成方法	現物給付（受給者証の提示により、医療機関等での自己負担なし）				
	事業期間	昭和53年11月 ～				
過去の経緯、 主な実績等	母子・父子家庭医療費助成制度は、愛知県下共通の福祉制度を基本とし、市条例の規定に基づいて、医療保険制度による保険適用後の自己負担額を助成している。					
	愛知県下共通の 福祉制度		入院 通院	母子・父子家庭で子が18歳の年度末までの親子 18歳の年度末までの父母のいない子		
	児童扶養手当法の法改正にあわせ、令和元年度から受給者証の更新時期を8月1日から11月1日に変更した。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			197,363千円	195,044千円	195,451千円	192,927千円
	特定財源	国・県支出金	98,681千円	96,811千円	96,623千円	95,155千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		98,682千円	98,233千円	98,828千円	97,772千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 医療保険制度による保険適用後の自己負担額を助成					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	平均受給者数		—	4,192人	4,234人	4,337人
	一人あたり医療費（年）		—	46,527円	45,657円	43,984円
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	必要な医療費助成は十分に提供できており、事業の目的は達成できているため。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　—：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 母子・父子家庭などが安心して必要な医療を受けられるよう助成制度の維持継続を図っていく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	制度の維持継続				

政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ	更新日	令和8年4月13日
施策等	1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進	担当部	市民生活部
基本的な方向性等	1 地域の課題解決に向けた町内会活動への支援とその担い手の育成を図り、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	自治会活動保険（区・町内会等活動支援事業）	継続	2,801	3,017	○	市民生活課
2	区町内会助成金（区・町内会等活動支援事業）	継続	44,772	44,100	○	市民生活課
3	コミュニティ集会施設整備事業費補助金（区・町内会等活動支援事業）	継続	9,060	12,905	○	市民生活課
4	防犯灯電気料補助金（区・町内会等活動支援事業）	継続	37,076	37,479	○	市民生活課
5	防犯灯設置事業費補助金（区・町内会等活動支援事業）	継続	3,935	7,883	○	市民生活課
6	区長町内会長連合会	継続	491	546	○	市民生活課
事業費合計			98,135	105,930		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	地域活動やボランティア活動に参加している人の割合（％）	46.2 (2016)	55.0 (2026)

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	・各種補助金の交付や保険の一括加入などの支援を行うことで、地域住民の主体的かつ継続的な地域活動を支えるための基盤づくりを促進している。 ・区長町内会長連合会との協働により、広く町内会の必要性の周知に取り組むほか、町内会運営の一助となるようガイドブックなどの作成により支援している。 ・町内会活動の負担軽減や支援のあり方を見直す観点から、令和4年度から5年度にかけ、町内会活動支援検討会議を開催し、各種補助制度、支援制度等について、より効果的なものとなるよう見直しを検討した。		
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	・町内会加入率の低下する中、役員の負担を軽減し、持続可能な町内会活動とするため、引き続き町内会への支援が必要である。 ・引き続き、支援のあり方や市と町内会の役割分担などについての見直しを行っていく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-1-1-1											
事業名	自治会活動保険（区・町内会等活動支援事業）			最終更新日	令和8年4月13日											
実施根拠	春日井市市民活動促進基本指針			担当課	市民生活課											
関連計画	—		関連する 附属機関	—												
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ		基本計画 重点方針	—											
	施策等	1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進														
	基本的な 方向性等	1 地域の課題解決に向けた町内会活動への支援とその担い手の育成を図り、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進します。														
目的・ 事業概要	【目的】 区・町内会等が行うさまざまな活動の中で偶然に発生した事故を補償することで、区・町内会等の活動に参加することによる住民相互の連携や地域社会の発展を側面から支援する。 【事業概要】 ・傷害保険 対象：区・町内会等の会員に対する死亡・後遺障害・入院・通院補償 ・傷害見舞費用保険 対象：他地域に居住の参加を依頼した人や親族に対する死亡・後遺障害・入院補償 ・賠償責任保険 対象：第三者（法律上の賠償責任を負った場合）に対する賠償															
	事業期間	平成3年度 ～														
過去の経緯、 主な実績等	・令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により町内会活動が減少し、保険の利用件数も減少していたが、活動の平常化に伴い、事故件数も増加傾向にある。 ・草刈り等の損害賠償の件数が増加したため、令和3年度より、公園緑地課の委託による公園等清掃時の事故については公園緑地課が加入している保険を適用することとした。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和7年度</th><th>令和6年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td><td>9件</td><td>19件</td><td>16件</td></tr> <tr> <td>給付額</td><td>124,800円</td><td>881,979円</td><td>1,743,912円</td></tr> </tbody> </table> ※ 令和7年度の給付額は確定分のみ。（確定4件、対象外1件、未確定4件）						令和7年度	令和6年度	令和5年度	申請件数	9件	19件	16件	給付額	124,800円	881,979円
	令和7年度	令和6年度	令和5年度													
申請件数	9件	19件	16件													
給付額	124,800円	881,979円	1,743,912円													
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)										
			3,017千円	2,801千円	2,953千円	2,968千円										
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円										
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円										
	一般財源		3,017千円	2,801千円	2,953千円	2,968千円										

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・区・町内会等の活動中の事故に対応する保険事業 （傷害保険・傷害見舞費用保険・賠償責任保険） 年間保険給付件数 9件（通院6、入通院 1、賠償1、対象外1）					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・市が一括して保険に加入することで、区・町内会等が契約手続きや保険料を負担することなく安心して活動できている。 ・補償内容について、区・町内会等から意見はない。 ・見積参加業者が限られるため、契約方法、内容等について検討が必要。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・区・町内会等の活動を安心して行えるよう引き続き実施する。 ・契約方法や内容等について調査研究を行い、状況に応じて適宜見直しを行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容を引き続き実施				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-1-1-2	
事業名	区町内会助成金（区・町内会等活動支援事業）			最終更新日	令和8年4月13日	
実施根拠	春日井市区町内会助成金交付要綱 春日井市市民活動促進基本指針			担当課	市民生活課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ			基本計画 重点方針	
	施策等	1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進				
	基本的な 方向性等	1 地域の課題解決に向けた町内会活動への支援とその担い手の育成を図り、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 区・町内会等が自主的・主体的に行う活動に対し助成し、住民相互の連携と地域社会の発展を図る。 【事業概要】 4月1日現在の加入世帯数に、600円を乗じた額を区・町内会等に助成					
	事業期間	平成4年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	・平成 4年度 制度開始（430円/世帯） ・平成22年度 助成金額の増額（600円/世帯）					
		令和7年度	令和6年度	令和5年度		
	助成金交付団体数	261団体	259団体	255団体		
	助成金交付世帯数	74,620世帯	76,504世帯	77,503世帯		
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			44,100千円	44,772千円	45,925千円	46,502千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		44,100千円	44,772千円	45,925千円	46,502千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 4月1日現在の加入世帯数 74,620 世帯に対して、1 世帯あたり 600 円の助成金を交付					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	町内会加入率		70.0%（8年度）	52.3%	54.1%	55.1%
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・助成金交付団体数に大きな変動はなく、継続して区・町内会等の事業活動が実施されており、住民相互の連携と地域社会の発展に寄与している。 ・加入世帯数の減少に伴い収入が減少しているため、町内会活動の縮小や廃止につながる原因の一つとなっている。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・区・町内会等が中心となり、良好な地域コミュニティが維持されるよう、必要な支援を行う。 ・同内容での継続実施を基本に、必要に応じ助成額等の見直しを検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容を引き続き実施。必要に応じて助成額等の見直しを検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-1-1-3															
事業名	コミュニティ集会施設整備事業費補助金 (区・町内会等活動支援事業)			最終更新日	令和8年4月13日															
実施根拠	春日井市コミュニティ集会施設整備事業費補助金交付要綱 春日井市市民活動促進基本指針			担当課	市民生活課															
関連計画	—		関連する 附属機関	—																
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ		基本計画 重点方針	—															
	施策等	1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進																		
	基本的な 方向性等	1 地域の課題解決に向けた町内会活動への支援とその担い手の育成を図り、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進します。																		
目的・ 事業概要	【目的】 地域住民のコミュニティ推進及び地域の福祉活動の振興を図るため、コミュニティの活動拠点となる地域集会施設の整備等を支援する。 【事業概要】 区・町内会等で維持管理している地域集会施設について、計画的な新築、増築、修繕、解体及び緊急的な修繕に対し、対象経費の一部を補助する。 補助率：1/2以内 限度額：下表のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>対象経費</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築</td><td>本体・外構工事費、備品購入費、土地造成費</td><td>木造：10,000千円</td></tr> <tr> <td>増築</td><td>上記に加え解体工事費</td><td>鉄筋・鉄骨：15,000千円</td></tr> <tr> <td>修繕</td><td>本体・外構・解体工事費</td><td>5,000千円</td></tr> <tr> <td>解体</td><td>解体工事費</td><td>2,000千円</td></tr> </tbody> </table>					区分	対象経費	限度額	新築	本体・外構工事費、備品購入費、土地造成費	木造：10,000千円	増築	上記に加え解体工事費	鉄筋・鉄骨：15,000千円	修繕	本体・外構・解体工事費	5,000千円	解体	解体工事費	2,000千円
	区分	対象経費	限度額																	
	新築	本体・外構工事費、備品購入費、土地造成費	木造：10,000千円																	
	増築	上記に加え解体工事費	鉄筋・鉄骨：15,000千円																	
修繕	本体・外構・解体工事費	5,000千円																		
解体	解体工事費	2,000千円																		
事業期間	昭和50年度 ～																			
過去の経緯、 主な実績等	実施年度の前年度に事前の申請を提出してもらうことで、計画的に新築や修繕等が実施され、年間15件程度で推移している。 また、補助金の交付を受けた日から起算して3年間は、緊急的な場合を除いて修繕は補助の対象としていないことから、補助団体が偏ることなく事業が実施できている。 小規模な集会施設についても修繕についての補助が受けられるよう、令和2年度に要綱を改正し、面積要件を廃止した。 令和6年度より、老朽化した集会施設の解体についても補助を受けることが可能となった。																			
	年度	7年度	6年度	5年度																
	新築・改築・増築	0件	0件	0件																
	修繕	10件	9件	12件																
	解体	0件	0件																	
	緊急修繕等	3件	5件	6件																
	合計	13件	14件	18件																
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)														
			12,905千円	9,060千円	12,906千円	19,100千円														
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円														
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円														
	一般財源		12,905千円	9,060千円	12,906千円	19,100千円														

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 区・町内会等で維持管理している集会施設の新築・改築・増築、修繕に要する整備費用補助（補助率1/2） 年間補助件数 修繕 10件 緊急修繕等 3件 町内会活動支援検討会議の意見を受け、要綱を改正し、令和6年度から老朽化した集会施設の解体に対する補助を行うこととした。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・各団体の計画的な施設整備の支援ができています。 ・加入世帯数の減少に伴う収入の減少により、維持管理のための財源が不足するリスクがあるため、支援が必要である。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・今後も地域住民のコミュニティ推進及び地域の福祉活動の振興を図るため、コミュニティ集会施設の整備が必要である。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・コミュニティ集会施設整備事業費補助金は同内容を引き続き実施予定。 年間補助件数（予定） 修繕 9件 緊急修繕 4件				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-1-1-4								
事業名	防犯灯電気料補助金 (区・町内会等活動支援事業)			最終更新日	令和8年4月13日								
実施根拠	春日井市防犯灯電気料補助金交付要綱 春日井市市民活動促進基本指針			担当課	市民生活課								
関連計画	—		関連する 附属機関	—									
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ		基本計画 重点方針	—								
	施策等	1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進											
	基本的な 方向性等	1 地域の課題解決に向けた町内会活動への支援とその担い手の育成を図り、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進します。											
目的・ 事業概要	【目的】 区・町内会等が維持管理する防犯灯の電気料を補助することで、地域の犯罪及び交通事故を防止し、地域住民の安全を図る。 【事業概要】 区・町内会等が維持管理する防犯灯の電気料を補助する。 補助率：年間電気料相当額 限度額：なし												
	事業期間	平成4年度 ～											
過去の経緯、 主な実績等	犯罪や事故のない明るいまちづくりのため、防犯灯設置の必要性は高く、地域と行政双方で防犯灯の設置を推進している。電気料補助対象防犯灯数は年々増加しており、各団体により計画的に設置が進められ、安全なまちづくりに寄与している。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>令和7年度</td><td>令和6年度</td><td>令和5年度</td></tr> <tr> <td>補助対象防犯灯数</td><td>17,865灯</td><td>17,770灯</td><td>17,647灯</td></tr> </table>						令和7年度	令和6年度	令和5年度	補助対象防犯灯数	17,865灯	17,770灯	17,647灯
		令和7年度	令和6年度	令和5年度									
補助対象防犯灯数	17,865灯	17,770灯	17,647灯										
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)							
			37,479千円	37,076千円	33,171千円	16,584千円							
	特定財源	国・県支出金	37,479千円	37,076千円	33,171千円	0千円							
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円							
	一般財源		0千円	0千円	0千円	16,584千円							

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	LED化率		97.6%(8年度)	97.4%	97.1%	96.8%
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・LED化が進み、維持管理の負担軽減や電気料補助金額の削減につながっている。 ・市内約17,800灯の防犯灯のうち、非LED型防犯灯の契約が約600灯残っている。 ・LED型防犯灯に更新されたにもかかわらず、料金区分が変更されていない場合がある。 ・補助率の引き上げにより、町内会の金銭的負担が軽減された。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
・LED型防犯灯への更新を促進するため、継続して補助制度のPRをしていく。 ・料金区分が変更されていない団体に対して区分変更を促す。						
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	前年度と同様に区・町内会等が維持管理する防犯灯の年間電気料相当額を補助する。 年間 18,000 灯程度。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-1-1-5								
事業名	防犯灯設置事業費補助金 (区・町内会等活動支援事業)			最終更新日	令和8年4月13日								
実施根拠	春日井市防犯灯設置事業費補助金交付要綱 春日井市市民活動促進基本指針			担当課	市民生活課								
関連計画	—		関連する 附属機関	—									
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ		基本計画 重点方針	—								
	施策等	1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進											
	基本的な 方向性等	1 地域の課題解決に向けた町内会活動への支援とその担い手の育成を図り、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進します。											
目的・ 事業概要	【目的】 区・町内会等による、防犯灯の設置（新設・更新）を補助することで、地域の犯罪及び交通事故を防止し、地域住民の安全を図る。 【事業概要】 区・町内会等が設置するLED型防犯灯設置費用の一部を補助する。 補助率：3/5 限度額：設置の区分や種類により異なる。												
	事業期間	昭和57年度 ～											
過去の経緯、 主な実績等	犯罪や事故のない明るいまちづくりのため、防犯灯設置の必要性は高く、地域と行政双方で防犯灯の設置を推進している。平成26年度からは3年間限定で補助率の拡充等を行い、LED型防犯灯の設置を促進するなど、区・町内会等の多くが計画的にこの制度を利用し、安全なまちづくりに取り組むことができている。												
	<table border="1"> <tr> <td></td><td>令和7年度</td><td>令和6年度</td><td>令和5年度</td></tr> <tr> <td>補助灯数</td><td>224灯</td><td>248灯</td><td>197灯</td></tr> </table>						令和7年度	令和6年度	令和5年度	補助灯数	224灯	248灯	197灯
		令和7年度	令和6年度	令和5年度									
補助灯数	224灯	248灯	197灯										
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)							
			7,883千円	3,935千円	4,467千円	3,408千円							
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円							
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円							
	一般財源		7,883千円	3,935千円	4,467千円	3,408千円							

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・補助対象防犯灯数 224灯 (LED型防犯灯設置費用の3/5)					
	新設		更新			
	10VA	69灯	10VA	154灯		
	20VA	0灯	40VA	1灯		
	・防犯灯管理のあり方を検討し、当面の間は従来通り町内会による管理運用を続けることとした。					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	LED化率		97.6%(8年度)	97.4%	97.1%	96.8%
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・LED化が進み、維持管理の負担軽減や電気料補助金額の削減につながっている。 ・市内約17,800灯の防犯灯のうち、非LED型防犯灯の契約が約600灯残っている。 ・更新の申請数が減少しており、LED化が鈍化している。 ・R8年度予算にも計上したが、設置から一般的な耐用年数である10年を経過するLED防犯灯が今後増えてくるので更新灯数の増加への対応が必要である。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	・引き続き防犯灯の更なるLED化の促進と、防犯灯の適正な管理を図っていく。 ・補助金交付決定時に正しい料金区分で契約するよう案内を送付するなど、注意を促していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容を引き続き実施。				
		区・町内会等の防犯灯設置(新設・更新)費用補助(3/5)				
		新設		更新・修繕		
		LED10VA	120灯	LED 10VA	344灯	
		LED20VA	2灯	LED 20VA	2灯	
	LED 40VA	2灯	LED 40VA	1灯		
	※更新LED10VAは例年180灯程だが、160灯の更新を聞いていたので、予算計上し、344灯になっている。					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-1-1-6	
事業名	区長町内会長連合会			最終更新日	令和8年4月13日	
実施根拠	春日井市区町内会長連合会会則 春日井市市民活動促進基本指針			担当課	市民生活課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ		基本計画 重点方針	—	
	施策等	1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進				
	基本的な 方向性等	1 地域の課題解決に向けた町内会活動への支援とその担い手の育成を図り、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 区長、町内会長、自治会長の相互間における緊密な連携と行政との協働のもとに、区・町内会・自治会を市民に身近な存在とするとともに市民生活の向上及び発展に寄与する。 【事業概要】 区・町内会等の活性化にかかる行政との協働や人材育成等に関する事業の実施 ・地域づくり推進大会の開催 ・各種協議会等への役員派遣 ・市民協働事業（春日井まつり等）の運営協力など					
	事業期間	昭和40年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	・区・町内会・自治会の加入率向上や地域で起きている問題の解決などについて、行政とともに検討をしている。 ・地域づくり推進大会の開催、区・町内会・自治会のしおり、町内会活動事例集、町内会に関するQ&A集の作成により、町内会の運営に関する支援や情報発信を行っている。 ・加入促進ブースの運営、啓発ポスター・チラシの作成など、町内会活動の周知・啓発を行っている。					
		令和7年度	令和6年度	令和5年度		
	理事会開催回数	2回	3回	3回		
	検討会開催回数	1回	2回	4回		
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			546千円	491千円	607千円	667千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		546千円	491千円	607千円	667千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・各種協議会等への役員派遣 ・町内会加入促進策の検討 ・地域づくり推進大会の開催 ・町内会活動Q＆A・活動事例集の作成 ・加入促進ブースの運営 ・啓発ポスター・チラシの作成					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・区長町内会長連合会を通して、町内会をとりまく課題の抽出ができて いる。 ・各種協議会に役員を派遣することで、地域の代表の声を届けることが できる。 ・区・町内会の加入率減少に対し、加入促進の取り組みの検討や加入啓 発活動を行っているが、なかなか有効な手立てがない。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・引き続き検討会を開催し、加入促進策をはじめとする町内会をとりまく様々な問題に ついて、協働して改善に向けた検討をしていく。 ・区・町内会等を中心に市民活動団体が相互に交流及び連携の推進を図れるよう、協働 した取組を進めていく。 ・各種補助制度の見直しや負担軽減等の円滑な実施に向け、連合会との意見交換を行って いく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容を引き続き実施				

政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ	更新日	令和8年5月15日
施策等	1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進	担当部	市民生活部
基本的な方向性等	2 住民が気軽に集まることのできる機会や場の充実と地域における多世代交流を促進し、寛容で活力ある地域づくりを推進します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	春日井まつり	継続	64,076	63,468	○	市民生活課
2	春日井市民納涼まつり	継続	38,702	39,139	○	市民生活課
3	市民の誓い	継続	251	275	○	市民生活課
4	多世代交流事業補助金（区・町内会等活動支援事業）	縮小	200	50	△	市民生活課
事業費合計			103,229	102,932		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果や課題を踏まえた効果検証等)	・春日井まつりは、当日に降雨があったこともあり減少したものの、観覧者数は 200,000 人を超える人出があった。また、参加者数においても、コロナ禍以降も安定した推移を見せるなど、本事業は市の一大イベントとして定着している。 ・納涼まつりは、観覧者数が過去最大となり、会場内での安全が脅かされた令和5年度を受け、令和6年度は花火をスカイランタンフェスティバルに変更する等の大幅なリニューアルを実施したが、花火復活の要望が強かったため、最大花火サイズを3号玉から2号玉に変更することで観覧スペースを確保し、安全面に配慮しながら花火を実施することができた。 ・市民の誓いは、昭和 54 年から平成9年にかけて設置したモニュメント（落合公園等に展示）の老朽化が進行している等の課題に加えて、依然として市民の誓いの認知度は低いため、啓発を継続していく。 ・多世代交流事業補助は、令和4年度をもって新規認定申請を終了しており、多世代交流による地域の活性化の効果が限定的であった。		
今後の方向性 (課題解決の方策等)	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	・令和8年度の春日井まつりについては、来場者や参加者から幅広い意見を聴取集約するとともに、外部団体との更なる協働を図りつつ、これらをまつりの企画運営に反映することで、市民が創り上げるまつりの更なる具現化をめざす。 ・令和8年度の納涼まつりについては、昨年度と同様に「安全安心に楽しめるまつり」をめざし、昨年度効果が得られた方策は継続しつつ、課題を残した方策は改善する等、「安全安心」と「楽しい」の両立を図れる最適なポイントを試行錯誤していく。 ・令和8年度の市民の誓いについては、両まつりでの啓発など、機を捉えた、費用をかけない啓発方法を検討するとともに、落合公園に設置してあるモニュメントの安全性を点検し、必要な措置を取る。 ・多世代交流事業補助は、令和8年度で終了する。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-1-2-1	
事業名	春日井まつり			最終更新日	令和8年5月15日	
実施根拠	—			担当課	市民生活課	
関連計画	—		関連する 附属機関	春日井まつり実行委員会		
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ		基本計画 重点方針		
	施策等	1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進				
	基本的な 方向性等	2 住民が気軽に集まることのできる機会や場の充実と地域における多世代交流を促進し、寛容で活力ある地域づくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 市民相互の交流やふるさと意識の醸成を目的として、広く市民が企画・運営に携わることで、市民協働による春日井まつりを開催する。					
	【事業概要】 日 程：例年10月の第3土曜日とその翌日の日曜日に開催 会 場：(1)市庁舎及びその周辺 (2)中央公園 行 事：書のまち春日井を発信する「Kasugai ザ 道風」や、市民団体を中心とした参加者とまつりを楽しむ観覧者が一体となって盛り上がるパレードなど、春日井の特色ある催しを実施					
	事業期間	昭和52年 ～				
過去の経緯、 主な実績等	昭和52年 第1回春日井まつり開催 昭和59年 第8回春日井まつりにて伊多波刀神社の神事「流鏑馬」を100年ぶりに再現 昭和60年 第9回春日井まつりにて「道風平安朝行列」実施 平成20年 市民協働元年となる市制65周年記念第32回春日井まつり開催 「かすがいオペラ しずく柳」のほか、春日井の歌と踊り「どっこいせ」発表、ギネスに挑戦した「野外大揮ごう大会」や「ドラムライン」「全国お国巡り物産展」「宵まつり」「餅つき大会」などを実施 「ラーメン横町」「前夜祭」が復活 平成21年 第33回春日井まつりにて書道パフォーマンスコンテスト「Kasugai ザ 道風」実施 平成30年 第42回春日井まつりにてパフォーマーコンテスト「P-1グランプリ春日井」実施 令和 2年 第44回春日井まつりは新型コロナウイルス感染症の影響により中止、代替企画を実施 令和 3年 第45回春日井まつりは新型コロナウイルス感染症の影響により中止、代替企画を実施 令和 4年 3年ぶりに通常規模での春日井まつりを開催					
	・毎年多くの観覧者が集まり、市民と共に創り上げるまつりとして、市民協働が定着している。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			63,468千円	64,076千円	65,846千円	65,036千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	21,968千円	24,184千円	25,846千円	27,036千円
一般財源		41,500千円	39,892千円	40,000千円	38,000千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・メインステージでは、書のまち春日井を発信する書道パフォーマンスイベント「Kasugaiザ 道風」を実施					
	・親子ふれあい広場ステージでは、春日井市で活躍する「夢」に向かって頑張る人たちのトークショー「集まれ！スペシャルキッズ」を実施					
	・パレードでは「道風平安朝行列」を、「パレード ザ☆道風」にリニューアルし、春日井の「書」の更なる啓発を図るとともに、併せて経費削減を図った。					
・中央公園では「移動動物園」や「ミニ新幹線」等子どもに人気のイベントを実施						
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	観覧者数		220,000人	211,000人	200,600人	252,000人
	参加者数 （団体数）		8,000人 （400団体）	7,500人 （380団体）	7,800人 （400団体）	8,600人 （450団体）
これまでの 取組みによる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・観覧者数は、昨年度はまつり当日（2日目）に降雨があったこともあり、5年度より減少したが、6年度よりは増加し、200,000人を超える人出があった。また、参加者数においても、コロナ禍以降も安定した推移を見せるなど、本事業は市の一大イベントとして定着している。			
			・まつりの理念である市民協働の実現に向けて、市民ボランティアの更なる増加に向けた取組みが必要。			
・観覧者及び参加者の交通手段や駐車場の確保が必要。						
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	・来場者や参加者から幅広い意見を聴取集約するとともに、外部団体との更なる協働を図りつつ、これらをまつりの企画運営に反映することで、市民が創り上げるまつりの更なる具現化をめざす。					
・ボランティアの募集については、SNS等を活用する等、10代をはじめとした若年層からの参加を狙ってPR活動を実施していく。						
・新たな駐車場の発掘とともに、駐車券を適切に分配し、駐車場の利便性を高める。						
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・大枠は同内容で継続予定であるが、当日（2日目）が「アジアパラ競技大会」の開会式当日になることから、警察等の警備人員が減少することが考えられ、来場者の安全安心が保てるような警備を行いながら、実施する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	4-1-2-2
事業名	春日井市民納涼まつり				最終更新日	令和8年5月15日
実施根拠	—				担当課	市民生活課
関連計画	—			関連する 附属機関	市民納涼まつり実行委員会	
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ			基本計画 重点方針	—
	施策等	1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進				
	基本的な 方向性等	2 住民が気軽に集まることのできる機会や場の充実と地域における多世代交流を促進し、寛容で活力ある地域づくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 世代や地域を超えた市民交流と連帯意識の高揚を図るため、夏の風物詩として、日本の都市公園百選にも選ばれている落合公園を会場に、盆踊り大会や花火など、市民に親しまれる「ふるさとまつり」として様々なイベントを開催する。 【事業概要】 日 程：小中学校が夏休みに入った最初の土曜日に開催 会 場：落合公園					
	事業期間	昭和52年 ～				
過去の経緯、 主な実績等	昭和52年	第1回春日井市民納涼まつり開催（会場：中央公園、土日の2日間開催。手筒花火）				
	昭和61年	第10回春日井市民納涼まつりから会場を落合公園に変更 （土曜日：手筒花火、日曜日：打上花火）				
	昭和62年	第11回春日井市民納涼まつりから土日両日に渡り打上花火を実施				
	平成 7年	第19回春日井市民納涼まつりから開催日を土曜日のみ（荒天時順延）に変更				
	平成21年	第33回春日井市民納涼まつりにてサポーターシート（現：個人協賛席）を実施				
	平成23年	第35回春日井市民納涼まつりは東日本大震災発生により花火大会を自粛 （翌年より再開）				
	平成29年	第41回春日井市民納涼まつりにて音楽に合わせて花火を打ち上げる「ミュージック花火」を実施				
	令和 元年	第43回春日井市民納涼まつりは台風6号の接近に伴い、翌日曜日に順延して開催				
	令和 2年	第44回春日井市民納涼まつりは、市内3か所で、具体的な会場を告知せず、花火の打ち上げのみ行うシークレット花火を実施				
	令和 3年	第45回春日井市民納涼まつりは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止				
令和 4年	3年ぶりに通常に近い規模で春日井市民納涼まつりを開催					
令和 6年	安全上の理由から花火大会を中止し、スカイランタンフェスティバルを開催					
令和 7年	安全面に配慮した上で花火を実施し、引き続きスカイランタンフェスティバルも実施					
・ボーイスカウトによるトーチサービス、日本民謡研究会や太鼓団体の演奏による市民参加の盆踊りなど、数多くの団体の協力により、にぎやかなまつりが開催できており、毎年多くの来場者が集まる。また、当日の運営協力にも市民活動団体や民間企業など数多くの団体から協力を得ている。						
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			39,139千円	38,702千円	32,221千円	39,975千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	21,139千円	21,702千円	15,221千円	22,975千円
	一般財源		18,000千円	17,000千円	17,000千円	17,000千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・スカイランタン 200 基を夜空へ浮かべる「スカイランタンフェスティバル」を実施 ・盆踊り大会や、ボーイスカウトによるトーチサービス、ファイヤーパフォーマンス、納涼夜店、キッチンカーや縁日ゲームなどのイベントを実施 ・最大花火サイズを3号玉から2号玉に変更することで観覧スペースを確保し、安全面に配慮しながら花火を実施。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	観覧者数		150,000人	145,000人	110,000人	182,000人
	当日運営協力者 （団体数）		30人 （4団体）	17人 （3団体）	19人 （3団体）	31人 （3団体）
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・スカイランタンフェスティバルへの参加券は200枚が1週間で完売となり、また、参加者からは幻想的で楽しかった等の意見をいただく等、スカランタンフェスティバルについては、肯定的な意見を多くいただいたが、開催時間が日没前であったため、開催時間を後倒しするなどの検討が必要である。 ・花火を望む声も多く聞かれたことから、安全安心に最重点を置き、花火を実施した。 ・大幅なリニューアルにより、賛否両論多くの意見をいただく納涼まつりは、依然「夏の風物詩」として多くの市民の注目を集めている。 ・管理棟南に設置していたバス停を玉越駐車場に移転したことで、渋滞エリアのバス運行を大きく縮減し、円滑なバス運行ができた。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・令和8年8月落合公園再整備工事が始まるため、令和9年度以降の開催方法、納涼まつりの在り方を検討していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・令和7年度に引き続き、安全安心に最重点を置いた花火を引き続き実施するとともに、第50回を記念した文字花火の実施。 ・令和7年度に玉越の駐車場内のバス停を移転したことで渋滞エリアのバス運行を縮減することはできたが、バス停までの移動経路が危険であったことから、安全な経路の確保と周知を図る。 ・密集により携帯電話の電波状況が悪いこと、迷子対策として待ち合わせスポットを設置する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-1-2-3	
事業名	市民の誓い			最終更新日	令和8年5月15日	
実施根拠	昭和53年6月1日告示第71号（春日井市民の誓い）			担当課	市民生活課	
関連計画	—		関連する 附属機関	市民憲章審議会（休止中）		
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ		基本計画 重点方針	—	
	施策等	1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進				
	基本的な 方向性等	2 住民が気軽に集まることのできる機会や場の充実と地域における多世代交流を -促進し、寛容で活力ある地域づくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 道風の偉業をはじめ多くの古い文化があり、明日をめざす若々しい力があふれる青年都市として、 すべての市民が郷土春日井を愛し、連帯の輪を広げ、明るく住みよいまちづくりをめざすことを目的 に市民の誓いを制定し、浸透させる。 【事業概要】 ・落合公園等にもニュメントを設置 ・機会を得て、市民の誓いの啓発を実施					
	事業期間	昭和53年 ～				
過去の経緯、 主な実績等	昭和53年6月 市制35周年記念式典において春日井市民の誓い制定 昭和54年6月 春日井市民の誓い実践協議会設立及び会則施行 平成 7年 市民の誓い啓発ポスター募集開始 平成19年4月 春日井市民の誓い実践協議会の解散及び会則廃止 令和 2年 新型コロナウイルス感染症の影響により、ポスター募集を中止					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			275千円	251千円	207千円	275千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		275千円	251千円	207千円	275千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・職員が作成したポスターを鉄道駅2か所（JR春日井駅、JR神領駅、JR高蔵寺駅）に掲示し、併せて、JR春日井駅、JR高蔵寺駅及び庁舎内エレベーターでのデジタルサイネージに放映し、啓発を実施 ・春日井まつりのパレードにおいて、市民の誓い横断幕の行進を実施 ・市民ホール1階において、啓発パネルを作成し、1月の約1か月間掲示 ・老朽化が進み、倒壊の危険があるモニュメントを撤去					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・依然として市民の誓いの認知度は低く、一層の啓発が必要。 ・春日井まつりをはじめ、多くの市民が集まるイベントにおいて、費用をかけず啓発を実施。 ・昭和54年から平成9年にかけて中学校単位で制作した市民の誓いのモニュメントが落合公園等に展示してあるが、老朽化が進んでおり安全対策が必要。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・市民まつりでの啓発など、機を捉えた、費用をかけない啓発方法を検討する。 ・毎年、モニュメントの安全性を点検し、必要な措置を取る。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・令和7年度実施した啓発活動で有効性が認められるものは継続して実施 ・費用を掛けずに実施可能な啓発活動の模索 ・老朽化が進み、倒壊の危険があるモニュメントの撤去				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	縮小	年度	令和8年度	整理番号	4-1-2-4																				
事業名	多世代交流事業補助金 (区・町内会等活動支援事業)			最終更新日	令和8年4月13日																				
実施根拠	春日井市多世代交流事業補助金交付要綱 春日井市市民活動促進基本指針			担当課	市民生活課																				
関連計画	—		関連する 附属機関	—																					
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ		基本計画 重点方針	—																				
	施策等	1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進																							
	基本的な 方向性等	2 住民が気軽に集まることのできる機会や場の充実と地域における多世代交流を促進し、寛容で活力ある地域づくりを推進します。																							
目的・ 事業概要	【目的】 区・町内会等を中心に各種団体が連携して事業を実施し、地域活動の活性化及び地域力の向上並びに区・町内会等の加入促進を図る。 【事業概要】 子ども会や老人クラブなどの他団体と連携し、子どもから高齢者までの多世代が交流するとともに、区・町内会等に参加していない人にも参加を呼びかけるなど、地域の活性化に寄与し、5年以上継続することが見込まれる事業に係る経費の一部を補助する。 補助率：10/10（※対象経費から事業収入を差し引いた額が対象） 限度額：年額50,000																								
	事業期間	平成29年度 ～ 令和8年度																							
過去の経緯、 主な実績等	区・町内会等を中心に子ども会や老人クラブなどの他団体が連携し、加入・未加入を問わず住民が参加できる事業を実施することにより、地域の活性化につながっている。 (平成28年度までは、事業実施から3年間補助するモデル事業) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>7年度</th><th>6年度</th><th>5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td><td>1,170人</td><td>1,966人</td><td>4,155人</td></tr> <tr> <td>参加未加入世帯</td><td>54世帯</td><td>223世帯</td><td>104世帯</td></tr> <tr> <td>認定団体</td><td>5団体</td><td>7団体</td><td>9団体</td></tr> <tr> <td>実施団体</td><td>4団体</td><td>6団体</td><td>9団体</td></tr> </tbody> </table> ※ 通年事業の参加者について延べ人数でカウント ・令和2年度に、やむを得ない理由により事業を実施しない年度があった場合に、延長ができるよう要綱を改正したが、令和5年度より延長の規定を廃止した。 ・令和8年度をもって事業を廃止する。					年度	7年度	6年度	5年度	参加者数	1,170人	1,966人	4,155人	参加未加入世帯	54世帯	223世帯	104世帯	認定団体	5団体	7団体	9団体	実施団体	4団体	6団体	9団体
	年度	7年度	6年度	5年度																					
参加者数	1,170人	1,966人	4,155人																						
参加未加入世帯	54世帯	223世帯	104世帯																						
認定団体	5団体	7団体	9団体																						
実施団体	4団体	6団体	9団体																						
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																			
			50千円	200千円	300千円	439千円																			
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円																			
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円																			
一般財源		50千円	200千円	300千円	439千円																				

7年度の 主な実施内容 （実績）	（実施内容・事業費等）					
	・区・町内会等を中心に他団体と連携した事業への補助					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	実施団体数		1団体（8年度）	4団体	6団体	9団体
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	△	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・加入・未加入を問わず事業への参加を呼び掛けるなど、未加入者に対して地域活動に参加するきっかけづくりになっている。 ・高齢化や仕事等により活動できない人が増えるなど、地域の人材不足や役員の負担増から、事業の実施や継続が困難になっている。 ・町内会への新規加入にはあまり結びついていない。 ・令和2～4年度はコロナ禍により、イベントの実施が縮小しており、団体によっては事業の継続が困難となっている。 ・事業開始から一定期間が経過し、新規認定数が減少している。 ・多世代交流による地域の活性化の効果が限定的である。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし			
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・地域の人材不足を補うため、市民活動支援センターの登録団体を紹介するなど、必要に応じて他団体との連携支援に取り組む。 ・継続して事業を実施する団体に対して、引き続き補助を行う。 ・事業の応募状況や実績等から、令和5年度より新規認定申請の受付を終了し、令和8年度をもって事業を廃止する。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	縮小	認定済みの団体については同内容で引き続き実施予定（1団体）				

政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ	更新日	令和8年5月1日
施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進	担当部	市民生活部
基本的な方向性等	1 誰もが互いの人権を尊重し、性別や世代による固定的な役割分担や差別の意識の解消を推進し、個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備することで、ともに支え合う社会の実現を図ります。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	女性の悩み相談（青少年女性センター相談事業）	継続	1,485	1,482	○	多様性社会推進課
2	レディヤン講座	継続	200	192	○	多様性社会推進課
3	男女共同参画啓発	継続	832	817	○	多様性社会推進課
4	青少年女性センター管理事業（青少年女性センター管理費）	継続	40,450	46,181	○	多様性社会推進課
5	レディヤン祭（青少年女性センター管理費）	継続	148	150	○	多様性社会推進課
6	男女共同参画市民フォーラム（男女共同参画啓発）	縮小	190	70	○	多様性社会推進課
7	女性活動推進事業等補助事業（女性活動推進事業）	継続	743	440	○	多様性社会推進課
8	女性の活躍加速化事業	継続	1,105	1,051	○	多様性社会推進課
9	女性のつながりサポート事業	継続	215	220	○	多様性社会推進課
事業費合計			45,368	50,603		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	男女の差別意識がなくなっていると思う市民の割合（％）	42.7 （2021 年度）	57.0 （2026 年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 （進捗状況）	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 （主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等）	第3次かすがい男女共同参画プランに基づき、互いの人権を尊重し、固定的性別役割分担意識にとらわれず個性と能力を発揮して活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、市民や事業者に対し、啓発活動を積極的に実施し、意識の浸透を図った。 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度、LGBTQ フレンドリー企業登録制度を運用し、LGBTQ への理解を促進した。また、性別に捉われない進路選択を促すため、子ども向けの啓発事業や高等学校での出前講座を実施した。 今後においても就業における女性の活躍を推進するため、男女ともに働きやすい環境の整備に向けて事業者働きかけの必要がある。また、性の多様性への理解が進み、全ての人の人権が尊重されるよう LGBTQ に関する啓発を行っていく必要がある。加えて男女共同参画社会の実現の妨げの一因であると言われているDVについては、被害を未然に防ぐため、継続的に啓発を実施していく必要がある。		
	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
今後の 方向性 （課題解決 の方策等）	- 女性活躍推進法は令和18年3月31日までの時限立法であり、期限内に女性の職業生活における活躍をより一層推進する必要がある。 - 国の「地域女性活躍推進交付金」を活用し、働く女性が力を発揮できるように講座やセミナーを開催するなど「女性の活躍推進」を加速するとともに、困難を抱える女性のための居場所づくりを行うことで支援する。 - 性の多様性への理解を促進するため、啓発を実施するとともに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知及びLGBTQフレンドリー企業の登録を促進する。また、小学5年生に対し、啓発パンフレットを配布する。 - DVのない社会の実現に向け、DV防止啓発を継続的に実施する。		

関連する附属機関の意見等
（令和7年7月6日男女共同参画審議会） - 研修やセミナー等に参加すると、男性が講師をするのに対し、女性は司会をするなどの役割分担が未だに見受けられる。参加者からすると、男性は前に立ち、女性は補助する役割だと無意識のうちに認識してしまい、アンコンシャス・バイアスに繋がる可能性があるため、セミナー講師選定の際に配慮が必要。 （各派からの要望） 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）に基づき、寄り添い、切れ目のない包括的な支援が必要である。本市に与えられた権限の有効活用と、民間団体（愛知県内にあるNPO 等）との協働による支援体制の確立を要望する。

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-2-1-1										
事業名	女性の悩み相談（青少年女性センター相談事業）			最終更新日	令和8年4月30日										
実施根拠	春日井市女性相談事業実施要綱			担当課	多様性社会推進課										
関連計画	第3次かすがい男女共同参画プラン		関連する 附属機関	—											
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ			基本計画 重点方針	—									
	施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進													
	基本的な 方向性等	1 誰もが互いの人権や多様な性のあり方を尊重し、性別による固定的な役割分担や差別の意識の解消を図るとともに、個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備することで、自分らしく輝ける社会を実現します。													
目的・ 事業概要	【目的】 女性であることから起こる不安や悩みごとに応じ、相談する女性の問題解決や自立への支援を行う。 【事業概要】 面接、電話による相談を実施し、問題解決や女性の自立への支援を行う。また、子ども連れの方も相談しやすいよう託児付相談を行う。 毎週火曜日～金曜日（祝休日を除く） 午後1時～午後4時30分 女性相談員1名を配置														
	事業期間	平成18年度～													
過去の経緯、 主な実績等	相談件数														
	<table border="1"> <tr> <td>7年度</td><td>6年度</td><td>5年度</td><td>4年度</td><td>3年度</td></tr> <tr> <td>838件</td><td>857件</td><td>871件</td><td>868件</td><td>769件</td></tr> </table>					7年度	6年度	5年度	4年度	3年度	838件	857件	871件	868件	769件
	7年度	6年度	5年度	4年度	3年度										
838件	857件	871件	868件	769件											
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)									
			1,482千円	1,485千円	1,491千円	1,499千円									
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円									
		その他	千円	千円	千円	千円									
	一般財源		1,482千円	1,485千円	1,491千円	1,499千円									

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	【実施内容】 面接・電話による女性の悩み相談を実施。 【事業費内訳】 相談員謝礼 @7,500円×196回／年＝1,470,000円 相談員研修参加費 @3,000円×4人×1回＝12,000円 託児謝礼 @1,500円×2回＝3,000円					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	相談件数		見込件数 850件(8年度)	838件	857件	871件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	相談件数は若干減少傾向にあるが、未だ多数の相談が寄せられている現状である。また、匿名の電話相談での対応と併せ、実施している面接相談の件数においても、100件前後を推移しており、相談窓口の必要性を感じる。 女性が抱える様々な問題に対する解決の糸口を見つけるためにも、引き続き事業の実施が必要である。 ・必要な人に必要な情報が届くよう、啓発方法のさらなる工夫が必要である。 ・相談内容が複雑・多様化していることから、相談員のより一層の資質向上を図る必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ―：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・事例検討や専門知識の習得、他関係機関との連携のための研修を実施することにより相談員の資質向上を図る。 ・相談を通して見えてくる問題等を講座事業に反映することにより、問題発生の抑止・解決につなげる。 ・相談窓口につながった経緯等から窓口の周知方法の効果を測定し、啓発方法の見直しを行う。 ・相談担当者がひとりで問題を抱え込まないよう、バックアップ体制を整備し、二次受傷を防ぐためにもメンタルヘルスケアの充実に努める。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-2-1-2	
事業名	レディヤン講座			最終更新日	令和8年4月29日	
実施根拠	春日井市青少年女性センター条例			担当課	多様性社会推進課	
関連計画	第3次かすがい男女共同参画プラン		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進				
	基本的な 方向性等	1 誰もが互いの人権や多様な性のあり方を尊重し、性別による固定的な役割分担や差別の意識の解消を図るとともに、個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備することで、自分らしく輝ける社会を実現します。				
目的・ 事業概要	【目的】 男女分け隔てなく多様な能力を開発、発揮し、社会のあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくりを行う。					
	【事業概要】 事業目的を達成するため、講座を「女性対象」「男女対象」などに区分し、多方面への周知や魅力あるテーマに基づき、講座を企画し提供する。					
	事業期間	平成3年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	令和6年度事業実績（受講者数 223人） (内訳)・女性対象 1講座（1回） 受講者数 11人 ・男女対象 6講座（20回） 受講者数 83人 ・親子対象 4講座（4回） 受講者数 102人 ・子ども対象 2講座（3回） 受講者数 27人					
	令和7年度事業実績（受講者数 145人） (内訳)・男女対象 4講座（17回） 受講者数 77人 ・親子対象 1講座（1回） 受講者数 40人 ・子ども対象 2講座（2回） 受講者数 28人					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			192千円	200千円	295千円	409千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	100千円	107千円	105千円	117千円
	一般財源		92千円	93千円	190千円	292千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・簿記3級をめざして 始め7講座 受講者145人(申込者234人)、報償費200,000円					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	講座数		7講座(8年度)	7講座	13講座	23講座
	講座回数		21回(8年度)	20回	28回	38回
	受講者数(延べ)		150人(8年度)	145人	223人	377人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・6年度に引き続き講座を絞り込んだが、開催した講座の多くは募集者数を超える応募があった。 【具体的な成果】 ・簿記3級や生前整理等の実用的な講座で定員を超える応募者が集まった。 【課題】 ・他の公民館等と内容が重複する講座を整理し、青少年女性センターの利用者に役立つ実用的な講座に注力する。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・当館の利用者層が直面する問題の解決や生活に役立つ講座を企画、開催する一方で、他の公民館等で同様に開催されている講座は取り扱わない。 ・新たな講師を、他課の人的ネットワーク等を活かして発掘する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	内容を適宜見直しながら充実した内容としていく。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	4-2-1-3
事業名	男女共同参画啓発				最終更新日	令和8年4月30日
実施根拠	男女共同参画社会基本法、春日井市男女共同参画推進条例、女性活躍推進法				担当課	多様性社会推進課
関連計画	第3次かすがい男女共同参画プラン			関連する 附属機関	—	
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進				
	基本的な 方向性等	1 誰もが互いの人権や多様な性のあり方を尊重し、性別による固定的な役割分担や差別の意識の解消を図るとともに、個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備することで、自分らしく輝ける社会を実現します。				
目的・ 事業概要	【目的】 誰もが多様な能力を発揮し、あらゆる分野で個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるようにする。また、固定的性別役割分担意識を解消するために、市民一人ひとりが男女平等意識を高めるために、理解促進・意識向上を図る。 【事業概要】 ・固定的性別役割分担意識の解消を図るために男女共同参画に関する意識の普及と定着を行う。 ・男女共同参画を進めるために教育や学習を通して、男女共同参画に対する正しい知識を持ち、主体的に行動する姿勢を育むことが必要なため、男女共同参画の視点に立った講座や研修を開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスについて啓発や周知を行うために事業所などでワーク・ライフ・バランスセミナーを開催する。 ・LGBTQへの理解促進のため、セミナー等啓発事業を実施する。 ・男女共同参画社会実現の大きな障壁となっている男女間の暴力を根絶するため、啓発を実施する。 ・男女共同参画情報紙「はるか」の発行 年2回					
	事業期間	—				
過去の経緯、 主な実績等	【令和7年度】 ・男女共同参画啓発パンフレットの配布（市内中学1年生） ・男女共同参画セミナー（一般市民向け） 5回開催 ・男女共同参画セミナー（学校向け） 3回開催 ・デートDVパンフレットの配布（市内高校1年生） ・パープルライトアップの実施 ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 宣誓15組 ・LGBTQフレンドリー企業登録 登録8社 ・LGBTQの理解に向けた研修の実施（市職員向け1回） ・LGBTQパンフレットの配布 ・男女共同参画情報紙「はるか」の発行 発行回数：年2回 発行部数：Vol.58（7月）5,000部 Vol.59（3月号）5,000部 内 容：Vol.58 誰もがいきいきと暮らせる社会へ Vol.59 「〇〇家作戦会議」 仕 様：A4、2ページ、2色刷り 配布先：市内公共施設、商工会議所、市内農協他に設置					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			817千円	832千円	909千円	745千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		817千円	832千円	909千円	745千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・子どもの頃からの男女共同参画の理解と促進を図るため、男女共同参画啓発パンフレットを配布 ・男女が多様な能力を発揮し、社会のあらゆる分野へ参画できるよう、男女共同参画の視点に立った講座や研修を開催 ・LGBTQ への理解が進むよう、パンフレットを作成し配布 ・男女共同参画情報紙「はるか」を年2回発行 配布先：市内公共施設、商工会議所、市内農協他に設置 【事業費内訳】 男女共同参画セミナー講師等謝礼 91,391 円 消耗品費 42,400 円 LGBTQ パンフレット、「はるか」等印刷代 690,580 円 郵便料 6,788 円					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている一般市民の割合		20.0% (8年度)	11.6%	—	—
	LGBTQフレンドリー企業登録社数（各年度末）		9（8年度）	8	8	7
	ファミリーフレンドリー企業登録社数（各年度末）		31（8年度）	43	38	37
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・身近なテーマでセミナーを実施することにより、男女共同参画を自分自身の問題として捉え、男女共同参画の意義について考える機会を提供することができた。 ・相談内容から見えてくる課題やニーズを講座に反映し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを推進する必要がある。 ・男性の意識改革が重要であることから、男性のセミナーへの参加を促すために、多方面への周知や魅力あるテーマの設定が必要である。 ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度、LGBTQフレンドリー企業登録制度を運用することで、多様な性への理解を促進することができた。 ・「はるか」を市内公共施設へ配架することにより、より多くの市民に男女共同参画について周知啓発を行うことができている。より多くの市民に読んでもらえるようなテーマを選択し、生きた声を届けていく。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・受講者アンケートや社会情勢等を勘案し、男女共同参画の視点に立ったより効果的な講座の開催を検討する。 ・商工会議所や産業部と連携し事業者向けにワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関する出前講座を実施し、積極的な啓発に努める。 ・子どもの頃からの男女共同参画の理解と促進を図るため、パンフレットを配布する。 ・性別にとらわれない進路選択を推進するため、子ども向けのイベントを開催する。 ・性の多様性、LGBTQへの理解促進のため、講座やセミナーの開催を引き続き行い、パンフレットを活用しながら積極的な啓発に努める。 ・DV被害を生まないために、引き続きパンフレットや相談窓口案内カードを作成・配布し、啓発を継続する。 ・「はるか」の効果的な配布先、配布方法を検討するとともに、親しみやすく理解しやすい記載内容を検討していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	内容を適宜見直し、積極的な啓発に努める。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-2-1-4	
事業名	青少年女性センター管理事業（青少年女性センター管理費）			最終更新日	令和8年4月29日	
実施根拠	春日井市青少年女性センター条例、春日井市青少年女性センター運営委員会要綱			担当課	多様性社会推進課	
関連計画	第3次かすがい男女共同参画プラン		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進				
	基本的な 方向性等	1 誰もが互いの人権や多様な性のあり方を尊重し、性別による固定的な役割分担や差別の意識の解消を図るとともに、個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備することで、自分らしく輝ける社会を実現します。				
目的・ 事業概要	【目的】 男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画を推進する拠点として設置された「青少年女性センター」を適正に管理、運営する。 【事業概要】 学習と憩いの場を提供するための会議室等の貸し出しを行うとともに、男女共同参画に関する普及啓発を目的とする講座の実施や各種情報を収集し提供するための図書資料コーナーを設置する。 また、青少年女性センターの運営等について委員から意見を聴取し、施設の管理・運営に反映させ、施設、設備の保守点検や清掃業務の業者委託及び修繕等を行う。					
	事業期間	平成3年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	令和7年度 施設利用状況 6,389件 81,660人 施設の利用拡大を図るため、利用団体の認定制度を設けている。 認定団体数 106団体（令和8年3月末現在） 青少年団体 15団体 女性団体 90団体 消費生活団体 1団体 運営委員会は年1回開催。 「附属機関等の設置等に関する指針」の平成27年4月1日施行に伴い、当運営委員会が「懇話会」に位置づけられたことから、役職名が変更となった。また、「委嘱による委員」から「依頼による委員」となった。 勤労青少年ホームの廃止に伴い、名称を「春日井市青少年女性センター運営委員会」に改正。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			46,181千円	40,450千円	41,770千円	40,798千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	6,732千円	7,090千円	6,814千円	7,031千円
	一般財源		39,449千円	33,360千円	34,956千円	33,767千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・ファンコイルユニット更新工事 ・非常用発電設備CPU基板交換修繕 ・相談室換気機器取替修繕		2,926,000円 1,559,300円 825,000円			
	・運営委員会 令和7年8月6日(水)開催 6名出席 報償費 35,000円					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	施設利用者数		80,000人(8年度)	81,660人	77,871人	78,091人
	会議室利用率		32.0%(8年度)	31.00%	31.34%	30.31%
	多目的ホール利用率		93.0%(8年度)	94.42%	92.96%	87.54%
	運営委員会開催回数		1回(8年度)	1回	1回	1回
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・利用者数が増加した。 ・運営委員会で事業報告を行い、講座、貸館、施設等について、幅広く意見をいただいた。 【具体的な成果】 ・会議室、多目的ホールとも前年度より利用者数が伸びた。 ・休館日に適切な修繕等を実施し、貸館がスムーズに行えている。 【課題】 ・経年劣化等により、予定外の施設修繕や備品の故障が発生している。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	・日常業務における目視点検や業者による定期点検により、設備等の劣化状態を事前に把握し予防保全に努めるとともに、修繕計画に基づく予算措置により計画的な修繕等を実施する。 ・施設管理に関する情報を職員間で共有し、適切な管理の実施に努める。 ・今後も運営委員から率直に意見をいただき、青少年女性センターの運営に活用していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・高架水槽塗装修繕 ・運営委員会 令和8年8月開催予定				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-2-1-5	
事業名	レディヤン祭（青少年女性センター管理費）			最終更新日	令和8年4月29日	
実施根拠	レディヤン祭実行委員会規約			担当課	多様性社会推進課	
関連計画	第3次かすがい男女共同参画プラン		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進				
	基本的な 方向性等	1 誰もが互いの人権や多様な性のあり方を尊重し、性別による固定的な役割分担や差別の意識の解消を図るとともに、個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備することで、自分らしく輝ける社会を実現します。				
目的・ 事業概要	【目的】 レディヤンかすがいを活動拠点とする青少年団体、女性団体等の登録団体に参加を呼びかけて実行委員会を組織し、交流や活動発表の場を提供することで、各団体の活動を広く市民に周知するとともに男女共同参画社会に向けた意識づくりの機会とする。 【事業概要】 レディヤンかすがいを活動拠点とする青少年団体、女性団体等の登録団体で組織する実行委員会が市民との交流や活動発表の機会としてレディヤン祭を開催する。					
	事業期間	平成3年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	令和6年度事業実績 ・活動団体による発表 8団体 ・活動団体による体験教室 12団体 ・団体PRコーナー出展団体 4団体 ・展示コーナー出展団体 2団体 ・運営協力団体 3団体 ・来場者数 360人 令和7年度事業実績 ・活動団体による発表 10団体 ・活動団体による体験教室 13団体 ・団体PRコーナー出展団体 4団体 ・展示コーナー出展団体 2団体 ・運営協力団体 1団体 ・来場者数 379人					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			150千円	148千円	136千円	129千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		150千円	148千円	136千円	129千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・招へい事業（サクソフォン、ピアノ演奏）20,000円 ・体験教室の開催（会議室、多目的ホール）105,931円 ・スタンプラリーの開催19,755円 ・多目的ホールステージでの活動発表 ・作品展示					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	参加者数		360人(8年度)	379人	360人	530人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・舞台発表、体験教室ともに多くの団体が参加した。 【具体的な成果】 ・体験教室を巡るスタンプラリーを開催し、多くの市民が参加した。 【課題】 ・団体が高齢化しており参加希望団体が減少しているため、新しい参加団体を発掘する必要がある。 ・子どもの参加者数が少なくなっているとの意見が多く挙がっており、子どもも楽しめる内容を検討する必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・より良いイベントにするため、レディヤン祭実行委員会で内容を検討していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	レディヤン祭実行委員会で内容を検討し、実施予定。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	縮小	年度	令和8年度	整理番号	4-2-1-6	
事業名	男女共同参画市民フォーラム（男女共同参画啓発）			最終更新日	令和8年4月30日	
実施根拠	男女共同参画社会基本法、春日井市男女共同参画推進条例			担当課	多様性社会推進課	
関連計画	第3次かすがい男女共同参画プラン		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進				
	基本的な 方向性等	1 誰もが互いの人権や多様な性のあり方を尊重し、性別による固定的な役割分担や差別の意識の解消を図るとともに、個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備することで、自分らしく輝ける社会を実現します。				
目的・ 事業概要	【目的】 男性も女性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を促進するため、啓発事業に取り組む。 【事業概要】 かすがい男女共同参画市民フォーラムの開催					
	事業期間	平成14年度～				
過去の経緯、 主な実績等	社会活動団体や市民の代表者からなる男女共同参画市民フォーラム実行委員会を組織し、市との協働により事業の企画・運営に取り組むことにより、市民生活に身近なテーマを設け男女共同参画に関する意識づくりを進める機会を提供している。 市制80周年記念事業 第22回かすがい男女共同参画市民フォーラム 実施日：令和5年11月26日（日） テーマ：誰もが自分らしく輝ける社会のつくり方 内 容：講演会、パネルディスカッション、男女共同参画フォトコンテスト表彰式、作品展示 参加者 500名 第23回かすがい男女共同参画市民フォーラム 実施日：令和6年11月24日（日） テーマ：男女共同参画の視点からの防災 内 容：講演会（令和6年能登半島地震での活動報告）、 講演会（ぼうさいファミリーコンサート）、防災関連の展示 参加者 164名 第24回かすがい男女共同参画市民フォーラム 実施日：令和7年11月23日（日） テーマ：ワーク・ライフ・バランス 内 容：講演会（笑って考えよう！家庭のこと、仕事のこと、未来のこと） 参加者 136名					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			70千円	190千円	200千円	2,070千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	2,000千円
一般財源		70千円	190千円	200千円	70千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 「ワーク・ライフ・バランス」をテーマに講演会を実施した。 また、男女共同参画についての展示を行った。 【事業費内訳】 委託料 189,947円					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	事業参加人数		200人(8年度)	136人	164人	500人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・目標値には届かなかったが100人以上の方々に参加いただき、啓発することができた。また、今回は講演会場内にキッズスペースを確保し、乳幼児を連れて参加できる形をとり、働く世代の方々の参加を促し実施することができた。 ・より多くの方に向けて、意識啓発が計れるよう周知方法を検討していく必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・現在、男女共同参画社会について意識されていない方々にも周知が行き届くように、広報媒体の拡大など、より効果的な方法を検討していく。 ・より多くの市民の方々に対し、啓発できるよう過去のアンケートや社会情勢等を勘案し、周知内容やテーマを検討していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	縮小	周知啓発内容を検討し、街頭啓発やセミナーを実施する。次年度以降は男女共同参画啓発事業シートへの記載とする。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-2-1-7	
事業名	女性活動推進事業等補助事業（女性活動推進事業）			最終更新日	令和8年4月30日	
実施根拠	春日井市女性活動推進事業等補助金交付要綱			担当課	多様性社会推進課	
関連計画	第3次かすがい男女共同参画プラン		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進				
	基本的な 方向性等	1 誰もが互いの人権や多様な性のあり方を尊重し、性別による固定的な役割分担や差別の意識の解消を図るとともに、個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備することで、自分らしく輝ける社会を実現します。				
目的・ 事業概要	【目的】 男性も女性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を促進し、活力と魅力ある地域社会を構築する。そのため、女性の地位向上と社会のあらゆる場面への参画を促進するため、市内で活動する女性団体を支援する。 【事業概要】 女性活動推進事業等補助金の交付					
	事業期間	平成13年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	・春日井市婦人会協議会、かすがい女性連盟が行う次の事業に対し、補助金を交付し、社会参加活動の促進を図った。 補助事業 ①女性の地位向上及び意識高揚に関する事業 ②生活環境の合理化に関する事業 ③地域社会における奉仕活動及び社会参画に関する事業 ④女性団体相互の交流に関する事業 ⑤その他団体活動の推進に関する事業					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			440千円	743千円	666千円	1,002千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		440千円	743千円	666千円	1,002千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	【実施内容】 女性活動推進事業等補助金を交付（2団体） 【事業費内訳】 ・春日井市婦人会協議会 431,000 円 ・かすがい女性連盟 312,000 円					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	補助団体数		1（8年度）	2	2	2
	加盟団体数 (婦人会・連盟)		13（8年度）	13・5	13・5	12・5
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・ぼかしづくり講座、キラキラ講座、映画上映などを通じて生活環境の合理化や女性の地位向上などに関する啓発等によって、広く市民に働きかけを行ってきた。 ・ポイ捨て防止啓発キャンペーンやチャリティバザー、消費生活展など地域社会における奉仕活動及び社会参画に関する事業を行い、市の事業に貢献している。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 地域に根ざした活動を展開している女性団体であることから、市民との協働によるまちづくりを進める上で今後も活動を支援していく。 ※令和7年度末で、かすがい女性連盟は解散					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続予定				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	4-2-1-8
事業名	女性の活躍加速化事業				最終更新日	令和8年4月30日
実施根拠	男女共同参画社会基本法、春日井市男女共同参画推進条例、女性活躍推進法				担当課	多様性社会推進課
関連計画	第3次かすがい男女共同参画プラン		関連する 附属機関		—	
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進				
	基本的な 方向性等	1 誰もが互いの人権や多様な性のあり方を尊重し、性別による固定的な役割分担や差別の意識の解消を図るとともに、個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備することで、自分らしく輝ける社会を実現します。				
目的・ 事業概要	【目的】 第3次かすがい男女共同参画プランの女性のチャレンジ支援を推進するため、女性のキャリアアップに向けた講座等を開催することにより、将来、企業や団体等の中核を担う意識の醸成を図るとともに、女性が活躍しやすい職場環境の整備を促すことを目的とする。 また、本市で起業する女性を増やすとともに、女性起業家の経営の安定と質の向上を図る。					
	【事業概要】 女性が、ライフステージや役職に応じた悩みを解決し、中長期的なキャリア形成や管理職に就くまでのイメージを構築できる講座や、本市で起業を希望する女性起業家の経営安定と質の向上を図るためのセミナーを開催する。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワーク等のオンライン活用が普及し、新しい働き方の可能性が広がったことから、ウィズコロナ時代の働き方として、女性が在宅でも仕事ができるよう、テレワーク入門セミナーを開催する。					
	事業期間	令和2年度～				
過去の経緯、 主な実績等	（実施内容・事業費等）					
	【令和6年度】 ・女性のためのキャリアアップ講座 3回連続講座 延べ55人受講 ・女性のための起業応援セミナー 6回連続講座 延べ115人受講 ・女性のための起業応援セミナーフォローアップ会 2回 延べ32人受講 ・テレワーク入門セミナー 3回連続講座 延べ35人受講 【令和7年度】 ・女性のためのキャリアアップ講座 3回連続講座 延べ35人受講 ・女性のための起業応援セミナー 6回連続講座 延べ118人受講 ・女性のための起業応援セミナーフォローアップ会 2回 延べ37人受講 ・テレワーク入門セミナー 3回連続講座 延べ37人受講					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			1,051千円	1,105千円	1,127千円	1,155千円
	特定財源	国・県支出金	474千円	502千円	465千円	577千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		577千円	603千円	662千円	578千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【事業内容】 次の講座を開催 ・女性のためのキャリアアップ講座 ・女性のための起業応援セミナー ・女性のための起業応援セミナーフォローアップ会 ・テレワーク入門セミナー 【事業費】 ・消耗品費 1,826円 ・印刷製本費 54,450円 ・委託料 1,048,300円					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	職場において男女平等であると感じている一般市民の割合		25.0%（8年度）	25.1%	—	—%
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・受講後のアンケートでは、満足した旨の回答を多く得た。 ・キャリアアップ講座では、「知らない内容ばかり、業務にも生かせるものが多く勉強になりました」、「自分の苦手なもの、足りない部分に気づくことができました」という声が挙げられた。 ・起業応援セミナーでは、「自分の知りたい知識を得ることができた」、「基礎知識も得られ、自分の苦手がわかりよかった」、「自分自身の考えを整理することができた。具体的な数字でイメージしやすかった」という声が挙げられた。 ・フォローアップ会では、起業応援セミナーで参加を促す周知をしたことで、多数の受講生の参加があった。年度間の交流により新たなネットワークづくりができ、各受講生が抱える悩みを共有することで、解決につなげることができた。 ・テレワーク入門セミナーでは、「やりたかったことが想像以上にできた。さくさく進んでたくさん教えてもらえた」、「開設方法だけでなく、ポイントを教えていただき受講してよかった」、「公式アカウントの作り方（手順）だけでなく、アカウントの目的、何をやりたいのか（伝えたいのか）など、自分の考えを整理できたのが、とてもよかった」という声が挙げられた。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・参加者の声を反映させ、講座の内容の改善を図る。 ・受講後のフォローアップを実施し、現在までの受講生に対し参加を促し、継続した支援を行っていく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	次の①～③の講座、セミナーを開催する。 ① 女性のキャリアアップ講座 ② 女性の起業応援セミナー、フォローアップ会 ③ テレワーク入門セミナー				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	4-2-1-9
事業名	女性のつながりサポート事業				最終更新日	令和8年4月30日
実施根拠	男女共同参画社会基本法、春日井市男女共同参画推進条例				担当課	多様性社会推進課
関連計画	第3次かすがい男女共同参画プラン			関連する 附属機関	—	
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進				
	基本的な 方向性等	1 誰もが互いの人権や多様な性のあり方を尊重し、性別による固定的な役割分担や差別の意識の解消を図るとともに、個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備することで、自分らしく輝ける社会を実現します。				
目的・ 事業概要	【目的】 新型コロナウイルス感染症の影響以降、生活スタイルや働き方が変化したことで、社会との接点がなくなり孤立や孤独で不安を抱える女性や、休業や失業に直面する女性、様々な困難や課題を抱える女性が増加している。そのため、不安の解消に寄り添った支援を行うとともに、他機関と連携し必要な機関に繋げることにより、不安を抱える女性の課題の解決に繋げる。					
	【事業概要】 これまで育成したボランティア人材を活用し、女性の居場所を作ることによって継続して女性をサポートするとともに、DV相談や女性の悩み相談等適切な窓口につなぎ、課題を解決できるよう支援する。また、ボランティア人材が継続して活動できるよう、さらなるスキルアップを支援する。					
	事業期間	令和3年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	相談件数（件） ・令和3年度 延べ75件 ・令和4年度 延べ148件					
	レディヤンかすがいボランティア養成講座 ・令和3年度 1講座4回 延べ33人受講 ・令和4年度 1講座3回 延べ12人受講					
	親子ひろば 令和5年度 10回開催 延べ参加者数 179組 ボランティア登録者数 6人					
	親子ひろば 令和6年度 10回開催 延べ参加者数 264組 ボランティア登録者数 7人					
	親子ひろば 令和7年度 10回開催 延べ参加者数 252組 ボランティア登録者数 7人					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			220千円	215千円	213千円	162千円
	特定財源	国・県支出金	110千円	107千円	90千円	81千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		110千円	108千円	123千円	81千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	【実施内容】 ・女性のつながりサポート相談事業 ・女性のつながりサポート人材育成事業 【事業費内訳】 講師等謝礼 166,000円 消耗品費 48,193円					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	親子ひろば等実施回数		見込件数 10回（8年度）	10回	10回	10回
	ボランティア人数		7人（8年度）	7人	7人	6人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・これまでに育成したボランティア人材を活用し、親子ひろばを開催することができた。悩みを抱える女性の居場所をつくり、寄り添うことができた。 ・ボランティア1名の就職に繋がった。また、新たに1名ボランティアとして従事されるようになった。 ・親子ひろばの監修を子育て施設の職員に依頼することで、ボランティアの継続的な育成につなげることができた。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・一定数以上の参加者がいることから、女性の居場所として定着しつつあると言える。引き続き女性の抱える問題や悩みの解決に向けて寄り添えるよう、親子ひろばを開催する。 ・参加者の抱える悩みを聞き出し、必要に応じて相談窓口につなげるよう、ボランティアのスキルアップを支援する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・女性の居場所づくりとして親子ひろばを開催する ・ボランティア人材のスキルアップを支援する				

政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ	更新日	令和8年5月2日
施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進	担当部	市民生活部
基本的な方向性等	2 地域活動、教育、文化など多様な場面で多文化共生を促進することで、国際化に対応できる人材の育成を図るほか、互いの文化や習慣、価値観を認め合い、共に尊重し支え合うことのできる生活環境づくりを推進し、外国人市民が安心して暮らせる社会の実現を図ります。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	かすがいふれあい教室（日本語教室、こども日本語教室）（多文化共生推進）	継続	2,261	2,008	◎	多様性社会推進課
2	国際交流ルーム運営（多文化共生推進）	縮小	3,598	3,239	○	多様性社会推進課
3	通訳ボランティア派遣（多文化共生推進）	継続	62	96	○	多様性社会推進課
4	わくわく！ふれあいワールド（多文化共生推進）	継続	464	457	○	多様性社会推進課
5	文書翻訳支援事業（多文化共生推進）	継続	4	0	○	多様性社会推進課
事業費合計			6,389	5,800		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（2025年度）	目標
	異文化理解のために開催された講座の受講者数（人）	7,230	5,000

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 （進捗状況）	◎	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 （主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等）	この指標は、「第3次春日井市多文化共生プラン」の ① 重点的に行う事業3「日本語教室の開催」 ② 重点的に行う事業4「子どもの日本語教室の開催」 ③ 重点的に行う事業5「多文化共生や異文化交流の体験イベントの開催」 とも重なっており、重点的に施策を実施しているため、令和7年度の「かすがいふれあい教室」（日本語教室生徒数 3,173 人、子どもの日本語教室生徒数 644 人）及び「わくわく！ふれあいワールド」（参加者数 3,413 人）の参加者数で、目標値を大幅に上回っている。		
今後の 方向性 （課題解決 の方策等）	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	この指標は、「第3次春日井市多文化共生プラン」の ① 重点的に行う事業3「日本語教室の開催」 ② 重点的に行う事業4「子どもの日本語教室の開催」 ③ 重点的に行う事業5「多文化共生や異文化交流の体験イベントの開催」 とも重なっており、今後も重点的に施策を実施する。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	4-2-2-1
事業名	かすがいふれあい教室（日本語教室、子どもの日本語教室）（多文化共生推進）				最終更新日	令和8年5月2日
実施根拠	—				担当課	多様性社会推進課
関連計画	第3次春日井市多文化共生プラン			関連する 附属機関	春日井市多文化共生審議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進				
	基本的な 方向性等	2 地域活動、教育、文化など多様な場面での多文化共生を促進することで、国際化に対応できる人材の育成を図るほか、互いの文化や習慣、価値観を認め合い、共に尊重し支え合うことのできる生活環境づくりを推進し、外国人市民が安心して暮らせる社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 日本語教室 ・外国人が日本人と共に春日井市で生活していくには日本語を理解することが重要であることから、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図るため開催する。 子どもの日本語教室 ・日本における生活にスムーズに適應できることを目指し、必要な日本語の学習機会の確保を図るため開催する。 【事業概要】 日本語教室 ・15歳以上で、春日井市内に在住・在勤・在学の外国人及び外国にルーツを持つ人を対象に、「生活者としての外国人」の日本語に関する知識や能力を高める日本語教室を開催する。また、日本語教室の受講者を対象とした防災、交通安全、ごみの出し方等生活に必要な知識を身に付ける学習機会及び日本に対する理解を深める日本の文化体験講座も合わせて行う。 子どもの日本語教室 ・日本語を母語としない又は日本に帰国した子どもを対象に、子どもの日本語教室を開催する。また、日本に対する理解を深める日本の文化体験講座も合わせて行う。子どもの日本語能力及び年齢や発達に応じた指導をするものとする。					
	事業期間	日本語教室 平成20年度～、子どもの日本語教室 令和元年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	・平成20年度から国際交流団体に委託し、日本語教室を実施した。 ・参加を促進するため、託児を実施した。 ・令和元年度から、日本語の理解が十分でない外国人児童・生徒が年々増加していることから、子どもの日本語教室を実施した。 ・令和5年度から、各期（春・夏・秋）に分けて開催していたものを通年として実施した。また、開催時間を15分延長して1時間45分とした。子どもの日本語教室については、日本語教室と同じ曜日、同じ時間で実施することとした。 ・令和6年度から、新型コロナウイルス感染症の流行時に設けられた定員を廃止し、新たに東部地区（高蔵寺ふれあいセンター）で日本語教室を実施した。子どもの日本語教室に関して、新たに日本の文化体験講座を実施した。 ・令和7年度から、高蔵寺ふれあいセンターにおいても子どもの日本語教室を日曜日に開催した。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			2,008千円	2,261千円	2,385千円	1,326千円
	特定財源	国・県支出金	660千円	827千円	951千円	663千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
一般財源		1,348千円	1,434千円	1,434千円	663千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	日本語教室 ・ 開催期間 通年（年間 108 回） ・ 開催日時 レディヤンかすがい 金曜日クラス 午前 10 時～11 時 45 分、 日曜日クラス 午前 10 時～11 時 45 分 高蔵寺ふれあいセンタークラス 日曜日 午後 1 時 30 分～3 時 15 分 子どもの日本語教室 ・ 開催期間 通年（年間 72 回） ・ 開催日時 レディヤンかすがいクラス 日曜日 午前 10 時～11 時 45 分 高蔵寺ふれあいセンタークラス 日曜日 午後 1 時 30 分～3 時 15 分					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7 年度	6 年度	5 年度
	日本語教室生徒数 （延べ）		3,500人（8 年度）	3,173人	2,108人	1,617人
	子どもの日本語教室 生徒数（延べ）		700人（8 年度）	644人	547人	291人
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	新型コロナウイルス感染症の影響による外国人人口の減少が止まり、外国人人口が大幅に増加している。そのため、日本語教室にも多くの外国人が参加するようになり、予定を上回る数の生徒数となった。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・ 持続可能な事業となるよう受託団体と運営方針及び方法について適宜検討し、必要な改善を図る。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・ 令和8年度から、各クラスの回数を年間 30 回に再編する。 日本語教室 ・ 開催期間 通年（年間 90 回） 子どもの日本語教室 ・ 開催期間 通年（年間 60 回）				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	縮小	年度	令和8年度		整理番号	4-2-2-2
事業名	国際交流ルーム運営（多文化共生推進）				最終更新日	令和8年5月2日
実施根拠	—				担当課	多様性社会推進課
関連計画	第3次春日井市多文化共生プラン			関連する 附属機関	春日井市多文化共生審議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進				
	基本的な 方向性等	2 地域活動、教育、文化など多様な場面での多文化共生を促進することで、国際化に対応できる人材の育成を図るほか、互いの文化や習慣、価値観を認め合い、共に尊重し支え合うことのできる生活環境づくりを推進し、外国人市民が安心して暮らせる社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 ・外国人市民が安心して暮らすためのサポートを行いつつ、春日井市の多文化共生・国際交流の活動拠点として設置。					
	【事業概要】 ・多文化共生社会の実現を目指して常駐の相談員を配置し、多言語資料や国際交流に関する資料を揃えるとともに、SNSなどを利用して情報発信を行う。 ・言葉や文化の違い、様々な制度を知らないことから起こる不安を取り除くために相談を受けたり、生活に必要な情報を得るために関係機関等につないだりする一元的相談を実施する。					
	事業期間	平成19年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	・平成19年9月に、ささえ愛センター内に、国際交流や異文化理解のための拠点として設置。 ・外国人市民が、日常生活に関することを気軽に相談できる場所を提供した。 ・市民目線の利用しやすいルーム運営とするため、交流ルームの従事者を国際交流ネットワークから推薦された会員とし、外国語でコミュニケーションができ、国際交流や多文化共生に取り組んでいる人材を活用した。 ・外国の歴史、文化等を紹介する書籍や絵本により、日本人市民が外国の文化を学ぶ機会を創設した。 ・令和5年1月に、国際交流ルーム管理従事者の配置場所を、国際交流ルーム内から執務室隣の国際交流ルームカウンターとした。 ・令和6年度から、ささえ愛センターからレディヤンかすがいに移設。また、外国人受入環境整備交付金の申請手続きを行った。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			3,239千円	3,598千円	3,500千円	4,918千円
	特定財源	国・県支出金	158千円	530千円	1,623千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		3,081千円	3,068千円	1877千円	4,918千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・多文化共生社会の実現を目指して常駐の相談員を配置し、多言語資料や国際交流に関する資料を揃えるとともに、情報発信を行った。 ・言葉や文化の違い、様々な制度を知らないことから起こる不安を取り除くために相談を受けたり、生活に必要な情報を得るために関係機関等につないだりする一元的相談を実施した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	交流ルーム利用者		5,000人（8年度）	4,317人	5,245人	2,419人
これまでの 取り組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・利用者数のカウント方法が変更になったため、一時的に利用者数が減少したが、ささえ愛センターからレディヤンかすがいに移設したことにより開放的な空間になり、国際交流団体や市民が利用しやすい環境が作られた。 ・また移設したことで国際交流ルームの広さが約1.5倍となり、「わくわくふれあいワールド」などのイベントを開催しやすくなったことにより、利用者の増加に繋がった。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・より多くの市民に国際交流ルームを利用してもらうよう、国際交流団体と連携したイベントを開催するなどの活用方法の検討や、SNS等の活用したルームの周知PRを行うなど利用促進を図る。 ・国際交流団体の独自の活動での利用促進を図る。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	縮小	令和8年度から、市役所で外国人相談を実施している水曜日を閉所とする。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-2-2-3	
事業名	通訳ボランティア派遣（多文化共生推進）			最終更新日	令和8年5月2日	
実施根拠	—			担当課	多様性社会推進課	
関連計画	第3次春日井市多文化共生プラン		関連する 附属機関	春日井市多文化共生審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進				
	基本的な 方向性等	2 地域活動、教育、文化など多様な場面での多文化共生を促進することで、国際化に対応できる人材の育成を図るほか、互いの文化や習慣、価値観を認め合い、共に尊重し支え合うことのできる生活環境づくりを推進し、外国人市民が安心して暮らせる社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 日本語の理解が十分でない外国人市民が、春日井市内の公共施設等において諸手続等を行う際に、外国語で意思疎通のできるよう通訳を派遣し、外国人市民の生活支援を行う。 【事業概要】 内 容 春日井市内の公共施設等で行う諸手続等に関する通訳 （ただし専門的な通訳内容は除く。） 派遣先 春日井市内の公共施設等 派遣日時 派遣先の開庁・開所時間内で2時間以内 対応言語 英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語等 通訳ボランティア登録者が通訳できる言語 従事者 一般市民から募った通訳ボランティア					
	事業期間	平成22年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	平成22年度に、通訳ボランティアとして従事できる者を登録し、市内の公共施設等で通訳を必要とする外国人市民への派遣事業を開始した。 （ただし、専門的な通訳内容は除く。）					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			96千円	62千円	64千円	43千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		96千円	62千円	64千円	43千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・日本語の理解が十分でない外国人市民が、春日井市内の公共施設等において諸手続等を行う際に、外国語で意思疎通のできるよう通訳を派遣した。					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	通訳派遣件数		25件(8年度)	18件	20件	36件
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・小中学校における保護者面談や市役所窓口での通訳などに登録ボランティアを派遣できた。 ・外国人市民が利用しやすい事業となるよう、制度の周知方法等の検討が必要である。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・かすがいふれあい教室(日本語教室)など外国人市民が集まるイベント等でPRし、制度の活用に向けた周知を図る。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	4-2-2-4	
事業名	わくわく！ふれあいワールド（多文化共生推進）				最終更新日	令和8年5月2日	
実施根拠	—				担当課	多様性社会推進課	
関連計画	第3次春日井市多文化共生プラン			関連する 附属機関	春日井市多文化共生審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ			基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進					
	基本的な 方向性等	2 地域活動、教育、文化など多様な場面での多文化共生を促進することで、国際化に対応できる人材の育成を図るほか、互いの文化や習慣、価値観を認め合い、共に尊重し支え合うことのできる生活環境づくりを推進し、外国人市民が安心して暮らせる社会の実現を図ります。					
目的・ 事業概要	【目的】 ・外国人市民や市内で活動する国際交流団体が、外国の文化などを広く市民に紹介することで、異文化への理解を深めるとともに、外国人市民と日本人市民との交流を図る。 【事業概要】 ・外国文化の紹介や、異文化体験等をできるイベントを開催する。						
	事業期間	平成19年度 ～					
過去の経緯、 主な実績等	・平成19年度から、国際交流ルーム等で異文化理解と外国人との交流を図る「わくわく！ふれあいワールド」を開催している。 【開催実績】 令和3年度 8回 令和4年度 6回 令和5年度 7回（市制80周年記念事業） 令和6年度 9回 令和7年度 9回						
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)	
			457千円	464千円	503千円	651千円	
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円	
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円	
	一般財源		457千円	464千円	503千円	651千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 令和7年度：9回開催					
	第1回 世界のことばで「ありがとう」を伝えよう 第2回 中国の伝統行事「端午節」の食文化をしよう！ 第3回 グルッポ夏フェス！フィリピンを楽しもう♡ 第4回 科学者クイズ／水でピタ☆とくつつくビーズ 第5回 おやこであそぼう 英語の歌とおはなし in Summer 第6回 国際交流ひろば 第7回 世界の幸せ巡り～知って作って世界にふれよう 第8回 いろんな国の人と春のハーバリウムを作ろう 第9回 クイズラリー（随時）					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	イベント参加者		3,900人（8年度）	3,413人	3,537人	4,323人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・内容の見直し、SNS等を活用したPRにより、イベントへの参加を促した。 ・前年と比較すると延参加者数は減少したが、実施回数を増やしたことで、より異文化への理解を深める機会を設けることができた。 ・多くの市民が集まるイベントと同時に開催することにより、多くの市民が参加することとなった。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・市民の多文化共生意識や国際感覚の醸成を図るため、多文化共生まちづくりに係るイベントを引き続き実施する。 ・より多くの人に参加できるよう、実施団体と事業内容について適宜見直しを図り、より魅力的なイベントを充実させていく。 ・SNS等を活用し、イベントへの参加を促すためPRを引き続き行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	4-2-2-5	
事業名	文書翻訳支援事業（多文化共生推進）			最終更新日	令和8年5月2日	
実施根拠	—			担当課	多様性社会推進課	
関連計画	第3次春日井市多文化共生プラン		関連する 附属機関	春日井市多文化共生審議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	4 市民活動・共生・文化・スポーツ		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 ダイバーシティ（多様性）の推進				
	基本的な 方向性等	2 地域活動、教育、文化など多様な場面での多文化共生を促進することで、国際化に対応できる人材の育成を図るほか、互いの文化や習慣、価値観を認め合い、共に尊重し支え合うことのできる生活環境づくりを推進し、外国人市民が安心して暮らせる社会の実現を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 - 外国人市民と日本人市民の相互の理解を深めることができる体制づくりを支援する。 【事業概要】 - 区・町内会・自治会が行う行事のチラシやお知らせなど、地域に住んでいる外国人市民に周知する必要がある文書を多言語で翻訳する。					
	事業期間	令和3年度～				
過去の経緯、 主な実績等	・令和3年度から、市内で活躍している国際交流団体（春日井国際交流会・K I F）と覚書を締結し翻訳を依頼し、文書翻訳支援事業を実施した。 【翻訳対象言語】 英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			0千円	4千円	0千円	18千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		0千円	4千円	0千円	18千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 翻訳件数 1件					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	翻訳利用件数		2件(8年度)	1件	0件	1件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・新型コロナウイルス感染症の流行時に、区・町内会・自治会主催のイベント等が中止又は減少しそれ以降実施されなくなるなど、多言語翻訳の急速な発展により、翻訳の需要が減っていると推測される。 ・効果的な周知方法を検討する必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・外国人市民と日本人市民の相互理解を深める体制づくりを支援する事業として、引き続き実施する。 ・引き続き「町内会のしおり」などに情報を掲載するなど、区・町内会・自治会長に効果的にPRを行うなどの利用促進を図る。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	当市における外国人住民の国籍構成比の変化を踏まえ、潜在的なニーズに対応するため翻訳対象言語をスペイン語からネパール語へ変更する。				

政策分野等	7 効果的かつ効率的な行政運営 (まちづくりの進め方)	更新日	令和8年4月24日
施策等	1 情報の共有とICTの活用	担当部	市民生活部
基本的な 方向性等	1 わかりやすい情報発信と情報公開の推進		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 (決算)	8年度 (予算)		
1	市民相談	継続	5,089	5,094	○	市民生活課
事業費合計			5,089	5,094		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	(必要性・有効性) 法律相談の相談者にアンケートを行った結果、とても満足47.1%、どちらかと言えば満足が30.2%、普通が15.6%であり、合計で92.9%という評価を得ている。 (効率性) 無償で相談業務委託をしている団体は、建築士会、行政書士会、宅地建物取引業協会、クレサラあしたの会 (公平性) 法律相談は、市民限定・年度に1回と制限し、公平性を担保している。 (課題) 相談種目により相談件数の偏りがある。		
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	- 市公式LINEによる相談予約を広く市民に周知するとともに、システム運用の見直し、改善を進めていく。 - 市民のニーズに応じた相談体制を整えることができるよう見直しを図る。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	7-1-1-1	
事業名	市民相談			最終更新日	令和8年4月24日	
実施根拠	—			担当課	市民生活課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	7 効果的かつ効率的な行政運営 （まちづくりの進め方）		基本計画 重点方針	—	
	施策等	1 情報の共有とICTの活用				
	基本的な 方向性等	1 わかりやすい情報発信と情報公開の推進				
目的・ 事業概要	【目的】身近に相談できる総合相談窓口を開設し、市民が抱える諸問題の解決策を教示する。					
	【事業概要】市民相談の種類 ・一般相談…日常生活における様々な問題の相談に応じ、解決のための適切な助言を行う。 ・専門相談…専門的な知識を有する相談員により、法律、多重債務、登記、交通事故、税務、労働、不動産取引、建築、相続・遺言手続、年金・働き方、なやみごと人権、行政、外国人の相談に応じる。 ・特別相談…人権週間、消費生活展など、キャンペーン週間やイベント等に合わせて相談を行う。 （合同相談、人権擁護委員の日特別相談、人権週間特別相談、特別行政相談、不動産取引相談、調停相談、許認可手続ぎ相談）					
	事業期間	昭和41年5月～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 ・組織改正により、平成28年度から広報広聴課の所管となり、庁舎2階の南側から北側に移転。 ・平成30年度から、専門相談の多くを予約制にすることにより相談件数が増加。 ・令和5年9月から、市公式ラインを活用した相談予約受付を開始 ・令和6年度から、組織改正により市民生活課へ所管変更 ・令和7年度に相談日時を一部変更 日曜窓口にあわせて休日相談の日時を変更（法律相談、多重債務相談） 相談件数から鑑みて相談時間、相談回数を変更（交通事故相談、なやみごと人権相談） ・令和8年度相談件数から鑑みて、相談時間の拡大（相続・遺言手続相談）					
	【実績】					
		7年度	6年度	5年度	4年度	
	一般相談	3,423	3,361	3,421	3,229	
	専門相談	1,244	1,246	1,241	1,227	
	特別相談	90	76	60	64	
		4,757	4,683	4,722	4,520	
事業費	事業費		年度（予算）	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			5,094千円	5,089千円	5,454千円	5,216千円
	特定財源	国・県支出	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		5,094千円	5,089千円	5,454千円	5,216千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・日曜窓口の実施日変更にあわせて、休日相談の実施日を変更 法律相談、多重債務相談 ・相談件数から鑑みて相談時間、相談回数を変更 交通事故相談、なやみごと人権相談 ・稼働率や予約状況を鑑み、相談枠数の見直しを検討する。 ・窓口案内看板の作成。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	法律相談		650	667	633	630
	相続・遺言手続相談		120	134	138	149
	登記相談		60	65	68	63
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(必要性・有効性) 法律相談の相談者にアンケートを行った結果、とても満足47.1%、どちらかと言えば満足が30.2%、普通が15.6%であり、合計で92.9%という評価を得ている。 (効率性) 無償で相談業務委託をしている団体は、建築士会、行政書士会、宅地建物取引業協会、クレサラあしたの会 (公平性) 法律相談は、市民限定・年度に1回と制限し、公平性を担保している。 (課題) 相談種目により相談件数の偏りがある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・市公式LINEによる相談予約を広く市民に周知するとともに、改善を進めていく。 ・市民のニーズに応じた相談体制を整える。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・予約、問い合わせが多い「相続・遺言手続相談」の相談枠を拡大 ・稼働率を参考にしながら、相談回数、相談時間等の見直しを引き続き検討する。 ・市公式LINEによる予約申し込みの、入力項目を見直す。 ・市民相談窓口の啓発				

政策分野等	7 効果的かつ効率的な行政運営（まちづくりの進め方）	更新日	令和8年5月29日
施策等	1 情報の共有とICTの活用	担当部	市民生活部
基本的な方向性等	2 ICTの活用		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	納税機会の拡充	継続	19,587	20,368	○	収納課
事業費合計			19,587	20,368		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果や課題を踏まえた効果検証等)	・ 共通納税システムによる納付及びスマートフォンアプリ納付は、収納件数が増加しており、納税者の利便性向上に寄与していると判断できるため。 （クレジットカード納付及び口座振替による納付についても、eLTAXを利用した件数を含めると前年度より増加している。）。 - また、令和7年7月22日から新たに1つのアプリを追加し、利便性を図ったため。 ・ 督促状発送割合は前年度と比べ減少し、近年では一定の水準を維持しており、納付期限内納付の推進に寄与していると判断できるため。		
今後の方向性 (課題解決の方策等)	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	・ 共通納税システムによる納付について、基幹系システム標準化の延伸により、対象税目の追加も延伸となったが、市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について対応できるよう調整を図る。 ・ デジタル化の推進を踏まえ、他市の状況等を注視し、納税機会の拡充を図っていく。 ・ 令和8年4月1日から新たに2つのアプリを追加し、さらなる利用増を図っていく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	7-1-2-1																																															
事業名	納税機会の拡充 ① クレジットカード納付 ② 地方税共通納税システムによる納付 ③ スマートフォンアプリ納付 ④ 口座振替による納付			最終更新日	令和8年5月29日																																															
実施根拠	地方自治法、地方自治法施行令、地方税法			担当課	収納課																																															
関連計画	—		関連する 附属機関	—																																																
総合計画 施策体系	政策分野等	7 効果的かつ効率的な行政運営（まちづくりの進め方）		基本計画 重点方針	—																																															
	施策等	1 情報の共有とICTの活用																																																		
	基本的な 方向性等	2 ICTの活用 ICTを活用した納税機회를拡充し、納税者の利便性の向上及び納付期限内納付の推進を図ります。																																																		
目的・ 事業概要	【目的】 ICTを活用した納税機회를拡充し、納税者の利便性の向上及び納付期限内納付の推進を図る。 【事業概要】 ICTを活用した多様で利便性の高い納付手段を提供するとともに、納付手続の簡素化、わかりやすい納付方法の案内、新たな納付手段の検討等、納税者が納付しやすい環境を整備する。																																																			
	事業期間	～																																																		
過去の経緯、 主な実績等	【成果】 「いつでも」「どこでも」納付できる環境を整備するため、平成27年4月からクレジットカード納付、令和元年10月から共通納税システムによる納付（令和5年4月から対象税目追加及びeL-QRを利用した納付手段等の拡充）、令和2年4月からスマートフォンアプリ納付を実施しており、納税者の利便性の向上及び納付期限内納付の推進を図ることができた。 （参考）納付手段別収納件数の推移																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①クレジット（確認番号）</td><td>7,155</td><td>7,070</td><td>4,829</td><td>4,721</td><td>4,578</td></tr> <tr> <td>②共通納税（eLTAX）</td><td>14,986</td><td>22,294</td><td>111,110</td><td>124,024</td><td>146,049</td></tr> <tr> <td>うちクレジット（eL-QR）</td><td></td><td></td><td>6,061</td><td>6,803</td><td>8,063</td></tr> <tr> <td>うちアプリ（eL-QR）</td><td></td><td></td><td>11,965</td><td>15,911</td><td>19,649</td></tr> <tr> <td>うち口座振替（eL-QR）</td><td></td><td></td><td>13,683</td><td>27,844</td><td>38,398</td></tr> <tr> <td>③アプリ（バーコード）</td><td>18,673</td><td>24,490</td><td>20,280</td><td>26,676</td><td>31,269</td></tr> <tr> <td>④口座振替（自動払込）</td><td>312,640</td><td>310,102</td><td>307,695</td><td>302,936</td><td>299,282</td></tr> </tbody> </table>						R3	R4	R5	R6	R7	①クレジット（確認番号）	7,155	7,070	4,829	4,721	4,578	②共通納税（eLTAX）	14,986	22,294	111,110	124,024	146,049	うちクレジット（eL-QR）			6,061	6,803	8,063	うちアプリ（eL-QR）			11,965	15,911	19,649	うち口座振替（eL-QR）			13,683	27,844	38,398	③アプリ（バーコード）	18,673	24,490	20,280	26,676	31,269	④口座振替（自動払込）	312,640	310,102	307,695	302,936
	R3	R4	R5	R6	R7																																															
①クレジット（確認番号）	7,155	7,070	4,829	4,721	4,578																																															
②共通納税（eLTAX）	14,986	22,294	111,110	124,024	146,049																																															
うちクレジット（eL-QR）			6,061	6,803	8,063																																															
うちアプリ（eL-QR）			11,965	15,911	19,649																																															
うち口座振替（eL-QR）			13,683	27,844	38,398																																															
③アプリ（バーコード）	18,673	24,490	20,280	26,676	31,269																																															
④口座振替（自動払込）	312,640	310,102	307,695	302,936	299,282																																															
※共通納税はインターネットバンキング、ペイジー、全国のeL-QR対応金融機関等の利用を含めた合計件数																																																				
（参考）督促状発送割合の推移																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.67%</td><td>9.56%</td><td>8.60%</td><td>9.30%</td><td>9.28%</td><td>9.39%</td><td>9.36%</td></tr> </tbody> </table>					R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	10.67%	9.56%	8.60%	9.30%	9.28%	9.39%	9.36%																																		
R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																														
10.67%	9.56%	8.60%	9.30%	9.28%	9.39%	9.36%																																														
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																																														
			20,368千円	19,587千円	15,892千円	11,752千円																																														
			① 512千円	① 491千円	① 496千円	① 500千円																																														
			②9,830千円	②9,333千円	②6,000千円	②6,000千円																																														
			③2,540千円	③2,529千円	③1,688千円	③1,283千円																																														
			④7,486千円	④7,234千円	④7,708千円	④3,969千円																																														
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																																														
		その他	千円	千円	千円	千円																																														
	一般財源		20,368千円	19,587千円	15,892千円	11,752千円																																														

第六次総合計画 事業点検シート

7 年 度 の 主 な 実 施 内 容 (実 績)	(実 施 内 容 ・ 事 業 費 等)				
	①クレジットカード納付について、令和7年度も継続して実施できるよう契約等を進めた。 ②共通納税システムによる納付について、納税通知書送付時や会議所ニュースで周知を図るなど利用を推進した。 ③スマートフォンアプリ納付について、納税通知書や督促状送付時に周知を図るなど利用を推進した。また、令和7年7月22日から新たに1つのアプリを追加した。 ④口座振替による納付について、市ホームページから用紙の送付依頼（取り寄せ）ができるよう専用フォームを作成するなど利用を推進した。				
成 果 指 標	指 標 名		目 標 値（年度）	7 年 度	6 年 度
こ れ ま で の 取 ギ め に よ る 効 果 (進 捗 状 況)	○	判 断 理 由 及 び 具 体 的 な 成 果 や 課 題 等	・ 共通納税システムによる納付及びスマートフォンアプリ納付は、収納件数が増加しており、納税者の利便性向上に寄与していると判断できるため（クレジットカード納付及び口座振替による納付についても、eLTAXを利用した件数を含めると前年度より増加している。）。 また、令和7年7月22日から新たに1つのアプリを追加し、利便性を図ったため。 ・ 督促状発送割合は前年度と比べ減少し、近年では一定の水準を維持しており、納付期限内納付の推進に寄与していると判断できるため。		
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今 後 の 方 向 性	(課 題 解 決 の た め に 必 要 な 方 策 等) ・ 共通納税システムによる納付について、基幹系システムの標準化の延伸により、対象税目の追加も延伸となったが、市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について対応できるよう調整を図る。 ・ デジタル化の推進を踏まえ、他市の状況等を注視し、納税機会の拡充を図っていく。 ・ 令和8年4月1日から新たに2つのアプリを追加し、さらなる利用者増を図っていく。				
8 年 度 の 主 な 実 施 内 容	区 分	(前 年 度 か ら の 拡 充 ・ 縮 小 、 変 更 ・ 改 善 内 容 等)			
	継 続	・ 共通納税システムによる納付等の周知を図り、利用を推進する。 ・ スマートフォンアプリ納付について、利用可能なアプリを拡充する。			

政策分野等	7 効果的かつ効率的な行政運営 (まちづくりの進め方)	更新日	令和8年5月12日
施策等	3 計画的な行政運営と自律した財政運営	担当部	市民生活部
基本的な 方向性等	1 計画的な事業の実施		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 (決算)	8年度 (予算)		
1	戸籍住民課窓口業務 委託（一般管理費）	継続	119,841	125,248	◎	戸籍住民課
2	日曜窓口（一般管理 費）	縮小	—	—	◎	戸籍住民課
3	一般旅券発給事務（一 般旅券発給）	縮小	67,911	20,951	○	戸籍住民課
4	コンビニ交付サービ ス（コンビニ交付）	拡充	28,493	31,129	◎	戸籍住民課
5	個人番号カード交付	継続	182,210	177,645	◎	戸籍住民課
事業費合計			398,455	354,973		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 （進捗状況）	◎	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 （主な成果や課題を踏まえた効果検証等）	窓口業務の事務量や状況に応じた柔軟な人員配置と質の高い市民サービスを安定的に提供するため、窓口・一般旅券発給業務の一部を委託により実施している。来課した申請者に対する戸籍住民課満足度調査の結果を見ても、例年70%以上の人が窓口での対応に満足しており、好感が持てなかった人が1%未満であることから、業務委託の実施による市民サービス維持の効果はあるものと判断できる。 また、日曜窓口の開設日数及び時間の縮小と水曜時間外窓口を廃止したことにより、人件費及び窓口業務委託料を削減することができた。 この他、コンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの年間交付数（約4.5万枚）の増加も伴い、コンビニ交付率についても順調に上昇している。 なお、手数料の減額措置、庁舎内へのキオスク端末の設置、ホームページや窓口で積極的に案内したことも、交付率が目標値の40%から大きく上昇する要因となった。		
今後の方向性 （課題解決の方策等）	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	令和7年度末時点でのマイナンバーカード保有率は83.3%、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの交付率（市の窓口での証明発行との割合）は45.8%（令和8年3月期）であり、マイナンバーカードを利用したオンライン転出申請率も27.0%といずれも順調に増加しており、今後も増加傾向が続くと想定している。 今後もデジタルの活用等国主導のDX化が進むこと、また職員の働き方改革を含め、住民満足度の向上及び窓口事務のさらなる効率化を推進する。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	7-3-1-1												
事業名	戸籍住民課窓口業務委託（一般管理費）			最終更新日	令和8年5月12日												
実施根拠	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、住民基本台帳法、戸籍法、印鑑条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、手数料条例			担当課	戸籍住民課												
関連計画	—		関連する 附属機関	—													
総合計画 施策体系	政策分野等	7 効果的かつ効率的な行政運営（まちづくりの進め方）		基本計画 重点方針	—												
	施策等	3 計画的な行政運営と自律した財政運営															
	基本的な 方向性等	1 計画的な事業の実施															
目的・ 事業概要	【目的】 窓口業務の円滑な運営（職員の人員体制や客数にも左右されず、繁忙の季節・時間にも柔軟な人員配置）と質の高い安定した市民サービスの提供を図るため、実績とノウハウを持つ業者をプロポーザル方式により選定し、費用対効果の高い窓口運営を継続的に行うもの。 【事業概要】 （委託内容） ・住民基本台帳法、戸籍法、印鑑条例に基づく事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく事務 ・手数料条例に基づく証明書交付等手数料の徴収 事業期間 平成15年度～																
過去の経緯、 主な実績等	【過去の経緯】 ・平成15年度 窓口業務全般（窓口、戸籍、郵送）について委託を開始 ・プロポーザル方式による業者選定を行い、長期継続契約を締結している。 契約期間：令和5年5月1日～令和8年9月30日 履行期間：令和5年10月1日～令和8年9月30日 ※契約開始から履行開始前の期間は、準備期間として設けているもの。 【実績】 ・継続的なプロポーザル方式による業者選定により、次回も選定されるべく評価を高めようとする動機が業者に働くことで、精度・待ち時間短縮・接遇品質が継続的に向上し、費用対効果の高い窓口運営を実現している。 ・連休明け・引越しシーズンなどの繁忙の時期や、毎日10～14時頃の来庁者数の増加に即した人員配置を行い、安定的かつ過剰でない窓口運営を実現している。 ・平成30年6月～タブレット端末を利用したマイナンバーカードの申請補助サービスを開始。 各種証明書・届出及びタブレット申請補助件数 <table border="1"> <tr> <th>年度 \ 件数</th><th>交付件数</th><th>届出件数</th><th>タブレット申請 補助件数</th></tr> <tr> <td>5年度</td><td>195,515件</td><td>104,517件</td><td>3,892件</td></tr> <tr> <td>6年度</td><td>204,005件</td><td>101,609件</td><td>9,200件</td></tr> </table>					年度 \ 件数	交付件数	届出件数	タブレット申請 補助件数	5年度	195,515件	104,517件	3,892件	6年度	204,005件	101,609件	9,200件
年度 \ 件数	交付件数	届出件数	タブレット申請 補助件数														
5年度	195,515件	104,517件	3,892件														
6年度	204,005件	101,609件	9,200件														
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)											
			125,248千円	119,841千円	122,151千円	124,019千円											
	特定財源	千円	千円	千円	千円	千円											
		千円	千円	千円	千円	千円											
一般財源		125,248千円	119,841千円	122,151千円	124,019千円												

第六次総合計画 事業点検シート

7 年 度 の 主 な 実 施 内 容 (実 績)	(実施内容・事業費等)											
	・各種証明書・届出及びタブレット申請補助件数											
	<table><tr><th>年 度 \ 件 数</th><th>交付件数</th><th>届出件数</th><th>タブレット申請 補助件数</th></tr><tr><td>7 年 度</td><td>171,582件</td><td>104,063件</td><td>10,320件</td></tr></table>	年 度 \ 件 数	交付件数	届出件数	タブレット申請 補助件数	7 年 度	171,582件	104,063件	10,320件	令和8年3月、令和8年5月1日～令和11年9月30日の新たな契約に向けて、プロポーザル方式による業者選定を行った。		
年 度 \ 件 数	交付件数	届出件数	タブレット申請 補助件数									
7 年 度	171,582件	104,063件	10,320件									

成果指標	指標名	目標値（年度）	7 年 度	6 年 度	5 年 度
	戸籍住民課満足度調査	89%	88.8%	76.8%	73.6%

これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由及び成果】 ・窓口アンケート（毎年度実施）において、職員の応対等で6年度と比べて高い満足度を上げることができた。 ・窓口業務を委託することで、従事する委託職員を繁忙時に増員し、窓口業務の処理時間を安定させることにより、効率的な窓口運営を行うことができた。 ・人事異動による業務従事者の入れ替わりがなく、引継ぎ・研修その他業務従事者入れ替わりに伴う労力・時間が必要なく、安定した窓口運営を実現するために長期継続契約としている ・プロポーザル方式での業者選定により、単純な価格競争での受託事業者選定ではなく、専門的知識、技術及び経験を有する民間事業者に委託することができ、近年増加している相談を要する業務や専門的な対応を必要とする業務に正規職員を配置し、市民サービスの向上につながった。		
			【課題】 ・法令上委託ができない作業（審査・統合端末の操作）が、窓口業務の処理を遅らせることのないよう、定期的に運用方法の見直しが必要である。 ・次回実施のプロポーザルにおいて、競争原理を働かせることでプロポーザルによる選定のメリットを最大限に引き出すとともに、事業者の交代が起きた場合にも、引き続き質が高く安定したサービスを円滑に提供できるよう、職員自身が研鑽を積む必要がある。		
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし		

今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 円滑な窓口業務の運営と質の高い市民サービスを実施するため、窓口業務委託の内容の見直しを継続的に検討していく。また、窓口DXや職員の働き方改革等業務効率化を推進する。		
------------	--	--	--

8年度の 主 な 実 施 内 容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)
	継続	プロポーザルを実施し、次期契約を締結した。 契約期間：令和8年5月1日～令和11年9月30日 履行期間：令和8年10月1日～令和11年9月30日 オンラインによる出生届等の受付（令和9年3月開始予定）等更なる窓口DXの推進化や全庁的な窓口開庁時間短縮の実施により、住民満足度の向上及び窓口事務の負担軽減（委託料の削減）を目指す。

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	縮小	年度	令和8年度	整理番号	7-3-1-2						
事業名	日曜窓口（一般管理費）			最終更新日	令和8年5月12日						
実施根拠	春日井市戸籍住民課時間外窓口業務実施要綱			担当課	戸籍住民課						
関連計画	—		関連する 附属機関	—							
総合計画 施策体系	政策分野等	7 効果的かつ効率的な行政運営（まちづくりの進め方）			基本計画 重点方針						
	施策等	3 計画的な行政運営と自律した財政運営									
	基本的な 方向性等	1 計画的な事業の実施									
目的・ 事業概要	【目的】 執務時間中に来庁することが困難な市民への利便性向上のため、執務時間外に窓口業務を実施するもの。 【事業概要】 - 住民基本台帳法、戸籍法、印鑑条例、旅券法に基づく事務（各種手続きに伴う健康保険証等の交付） - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく事務（実施日時） 日曜日：午前8時30分～正午 ※月1回（4・3月は毎週）										
	事業期間	日曜窓口：昭和43年度～									
過去の経緯、 主な実績等	【過去の経緯】 （日曜窓口） 昭和43年度 日曜窓口を開設 平成24年4月 パスポートの交付を開始 平成28年度 マイナンバー制度の導入により、マイナンバーカードの交付を開始 令和4年度 日曜日の時間外でのマイナンバーカードの交付を開始 【実績】 日曜窓口取扱件数 <table border="1"> <tr> <td>4年度</td><td>22,778件</td></tr> <tr> <td>5年度</td><td>19,145件</td></tr> <tr> <td>6年度</td><td>15,344件</td></tr> </table>					4年度	22,778件	5年度	19,145件	6年度	15,344件
	4年度	22,778件									
	5年度	19,145件									
	6年度	15,344件									
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)					
			千円	千円	千円	千円					
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円					
		その他	千円	千円	千円	千円					
	一般財源		千円	千円	千円	千円					

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 日曜窓口・水曜時間外の利用件数が低下していたことから、令和7年度から日曜窓口は月1回午前8時30分～正午(3, 4月は毎週)へ縮小、水曜時間外窓口は廃止した。これにより人件費・窓口業務委託料を削減した。					
	日曜窓口取扱件数 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">7年度</td> <td>7,642件</td> </tr> </table>					7年度
7年度	7,642件					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・実施内容を見直しことで、人件費・委託料を削減できたため。 ※ 窓口業務委託料 -3,465,000円(総計) 【課題】 ・証明書のコンビニ交付・オンライン転出の利用が進み、オンラインによる出生届・死亡届の受付が開始することで、今後もさらなる見直しができる可能性がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 住民の利便性は担保しつつも、経費削減につながる好機があれば、適切に対応する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	縮小	令和7年度に見直したとおりに実施している。なお、開始時間については、全庁的な平日の窓口開庁時間短縮の実施に合わせて、変更する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	縮小	年度	令和8年度	整理番号	7-3-1-3									
事業名	一般旅券発給事務（一般旅券発給）			最終更新日	令和8年5月12日									
実施根拠	旅券法			担当課	戸籍住民課									
関連計画	—		関連する 附属機関	—										
総合計画 施策体系	政策分野等	7 効果的かつ効率的な行政運営（まちづくりの進め方）			基本計画 重点方針	—								
	施策等	3 計画的な行政運営と自律した財政運営												
	基本的な 方向性等	1 計画的な事業の実施												
目的・ 事業概要	【目的】 一般旅券の手續負担の軽減など市民の利便性向上を目的として、市にパスポート申請・交付窓口を設置し、申請に必要な戸籍の取得や収入印紙の販売も同時に行うことができるワンストップサービスを実施する。 【事業概要】 一般旅券の発給申請の受付及び交付 （受付時間） 申請・交付 平 日 午前8時30分～午後5時 ※年末年始、祝日を除く 交付 日曜日 午前8時30分～正午 ※月1回（4・3月は毎週）													
	事業期間	平成24年度～												
過去の経緯、 主な実績等	【過去の経緯】 平成24年度 一般旅券申請・交付窓口を開設 ※平成18年旅券法改正に伴う権限移譲による 平成30年度 一般旅券発給業務委託の長期継続契約を締結（3年間） 平成30年6月18日 ダウンロード申請の開始 令和5年11月 6日 切替新規のオンライン申請開始 【実績】 一般旅券申請・交付件数 <table border="1"> <tr> <th>年 度 \ 項 目</th><th>申 請</th><th>交 付</th></tr> <tr> <td>5年度</td><td>8,416件</td><td>8,268件</td></tr> <tr> <td>6年度</td><td>8,934件</td><td>8,861件</td></tr> </table>					年 度 \ 項 目	申 請	交 付	5年度	8,416件	8,268件	6年度	8,934件	8,861件
	年 度 \ 項 目	申 請	交 付											
5年度	8,416件	8,268件												
6年度	8,934件	8,861件												
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)								
			20,951千円	67,911千円	115,271千円	109,382千円								
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円								
		その他	千円	千円	千円	千円								
一般財源		20,951千円	67,911千円	115,271千円	109,382千円									

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・実績とノウハウを持った業者に委託することにより、窓口の円滑な運営と安定した市民サービスを提供できている。 ・令和7年3月24日からオンライン申請の対象が拡大し、更新だけでなく新規申請等も対象となり、ほぼすべての申請がオンラインでできるようになった。また、戸籍情報とシステム連携するようになり利便性が向上した。 ・令和8年3月1日から収入印紙及び愛知県収入証紙の調達、管理、販売業務を委託した。										
	一般旅券申請・交付件数										
	<table border="1"> <tr> <th>年度 \ 項目</th> <th>申請</th> <th>交付</th> </tr> <tr> <td>7年度</td> <td>8,396件 (うちオンライン申請3,999件)</td> <td>8,204件</td> </tr> </table>		年度 \ 項目	申請	交付	7年度	8,396件 (うちオンライン申請3,999件)	8,204件			
	年度 \ 項目	申請	交付								
7年度	8,396件 (うちオンライン申請3,999件)	8,204件									
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度					
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由及び成果】 ・実績とノウハウを持った業者に旅券事務を委託することにより、一般旅券申請の受付・交付等を正確かつ迅速に行うことができ、安定した市民サービスの提供につながっている。 ・収入印紙及び愛知県収入証紙に係る業務を委託したことにより、事務負担が軽減した。 【課題】 ・オンライン申請の増加、手数料の変更があったが、正確に対応できる体制を維持していく必要がある。								
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし								
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 引き続き、愛知県旅券センターからの事務処理マニュアルに沿って実施できるよう、適切な運営体制を継続する。 10月から窓口委託業者が変更するが、これまでどおりの質を落とさず正確かつ迅速で安定した市民サービスが提供できるよう、運営体制を注視していく。										
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)									
	縮小	オンライン申請開始当初は、交付窓口をオンライン申請用と紙申請用に区別していたが、平日の交付数を鑑み、窓口を現行の2窓口から1窓口に変更する(日曜窓口の交付窓口は現行の2窓口で変更なし)。10月の契約更新に合わせて変更。 7月に手数料の改定が行われる予定のため、それ以降に申請の増加が見込まれるが、円滑に運用できるよう体制を整える。									

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和8年度	整理番号	7-3-1-4																									
事業名	コンビニ交付サービス（コンビニ交付）			最終更新日	令和8年5月12日																									
実施根拠	住民基本台帳法、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律等			担当課	戸籍住民課																									
関連計画	—		関連する 附属機関	—																										
総合計画 施策体系	政策分野等	7 効果的かつ効率的な行政運営（まちづくりの進め方）		基本計画 重点方針	—																									
	施策等	3 計画的な行政運営と自律した財政運営																												
	基本的な 方向性等	1 計画的な事業の実施																												
目的・ 事業概要	【目的】 コンビニエンスストア等で、住民票の写し、印鑑証明書及び戸籍謄抄本を取得できるようにすることで、市民の利便性を向上させることを目的とする。 【事業概要】 マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で住民票の写し等の証明書を交付するもの （取扱い店舗・サービス提供時間） 全国約56,000店舗（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン等） 午前6時30分から午後11時まで（メンテナンス時を除く） ※ ただし、店舗の営業時間による。																													
	事業期間	平成30年度～																												
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成29年9月 戦略経営会議において、コンビニ交付サービスの導入決定 平成30年9月 コンビニ交付サービスに係る広報活動（啓発ポスターの配布等） 平成30年11月19日 コンビニ交付サービスを開始 【実績】 コンビニ交付サービス証明書交付件数 <table border="1"> <tr> <th>年 度 \ 項 目</th><th>住民票の写し</th><th>印鑑証明書</th><th>戸籍証明書</th><th>合 計</th></tr> <tr> <td>3年度</td><td>11,793件</td><td>8,490件</td><td>2,774件</td><td>23,057件</td></tr> <tr> <td>4年度</td><td>17,529件</td><td>12,682件</td><td>4,530件</td><td>34,741件</td></tr> <tr> <td>5年度</td><td>26,323件</td><td>20,231件</td><td>7,325件</td><td>53,879件</td></tr> <tr> <td>6年度</td><td>30,190件</td><td>24,496件</td><td>6,764件</td><td>61,450件</td></tr> </table>					年 度 \ 項 目	住民票の写し	印鑑証明書	戸籍証明書	合 計	3年度	11,793件	8,490件	2,774件	23,057件	4年度	17,529件	12,682件	4,530件	34,741件	5年度	26,323件	20,231件	7,325件	53,879件	6年度	30,190件	24,496件	6,764件	61,450件
	年 度 \ 項 目	住民票の写し	印鑑証明書	戸籍証明書	合 計																									
	3年度	11,793件	8,490件	2,774件	23,057件																									
	4年度	17,529件	12,682件	4,530件	34,741件																									
	5年度	26,323件	20,231件	7,325件	53,879件																									
	6年度	30,190件	24,496件	6,764件	61,450件																									
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																								
			31,129千円	28,493千円	21,286千円	44,397千円																								
	特定財源	国・県支出金	10,430千円	1,562千円	千円	千円																								
		その他	453千円	20,939千円	19,233千円	16,820千円																								
	一般財源		20,246千円	5,992千円	2,053千円	27,577千円																								

第六次総合計画 事業点検シート

7年度 の 主な実施内容 （実績）	（実施内容・事業費等） ・全国のコンビニエンスストア等において、住民票の写し、印鑑証明書及び戸籍謄抄本の交付サービスを実施 ・令和7年4月からコンビニ交付手数料を100円減額する措置を実施 ・令和7年9月から市役所フロアに行政キオスク端末を設置														
	コンビニ交付サービス証明書交付件数														
	<table><tr><th>年 度 \ 項 目</th><th>住民票の写し</th><th>印鑑証明書</th><th>戸籍証明書</th><th>合 計</th></tr><tr><td>7年度</td><td>45,162件</td><td>36,272件</td><td>9,835件</td><td>91,269件</td></tr></table>	年 度 \ 項 目	住民票の写し	印鑑証明書	戸籍証明書	合 計	7年度	45,162件	36,272件	9,835件	91,269件				
	年 度 \ 項 目	住民票の写し	印鑑証明書	戸籍証明書	合 計										
7年度	45,162件	36,272件	9,835件	91,269件											
成果指標	指標名		目標値	7年度	6年度	5年度									
	コンビニ交付サービス証明書交付件数（住民票の写し）		53,000件（8年度） （交付率45%）	45,162件 （交付率36.2%）	30,190件 （交付率24.4%）	26,323件 （交付率21.1%）									
	コンビニ交付サービス証明書交付件数（印鑑証明書）		41,600件（8年度） （交付率50%）	36,272件 （交付率44.2%）	24,496件 （交付率29.5%）	20,231件 （交付率24.3%）									
	コンビニ交付サービス証明書交付件数（戸籍証明書）		12,000件（8年度） （交付率30%）	9,835件 （交付率25.1%）	6,764件 （交付率15.1%）	7,325件 （交付率14.3%）									
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 手数料の減額措置、庁舎内へのキオスク端末の設置、ホームページやマイナンバーカード交付窓口においてコンビニ交付を積極的に案内したことにより、コンビニ交付率が令和8年2月は43.1%、3月は45.8%となり、令和7年度の目標値（40%）から大きく上昇した。 【課題】 コンビニ交付サービスは、固定費（コンビニへ支払う委託料、システム保守料など年間約2,700万円）が高額であるため、更なるコンビニ交付率の向上により、1件当たりの発行コストの更なる低減を図る必要がある。												
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし														
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） 市民から要望が多かったマイナンバー入り住民票のコンビニ交付開始や、コンビニ交付の手数料を100円減額する措置を令和8年度末まで実施すること、フロア案内や証明受付窓口で積極的にキオスク端末に誘導していることから、交付率のさらなる増加が見込まれる。引き続き、マイナンバーカードの交付等の際には、コンビニ交付サービスの手数料などの利便性を説明する等のPRを積極的に実施し、交付件数を着実に増やしていくこととする。 また、外国人の交付率を上げるため、多言語版操作方法の掲示やリーフレットの配布を実施する。														
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）													
	拡充	マイナンバー入り住民票のコンビニ交付開始や、交付手数料の減額措置の実施と行政キオスク端末への誘導により、交付率の上昇を目指す。													

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	7-3-1-5															
事業名	個人番号カード交付			最終更新日	令和8年5月12日															
実施根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等			担当課	戸籍住民課															
関連計画	—		関連する 附属機関	—																
総合計画 施策体系	政策分野等	7 効果的かつ効率的な行政運営（まちづくりの進め方）			基本計画 重点方針															
	施策等	3 計画的な行政運営と自律した財政運営																		
	基本的な 方向性等	1 計画的な事業の実施																		
目的・ 事業概要	【目的】 個人番号カードの交付申請を行った市民に対して、個人番号カード（マイナンバーカード）の交付を行うことを目的とする。 【事業概要】 ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が発行したマイナンバーカードの交付を行う。（市民の利便性を考慮し、予約システムを導入することにより戸籍住民課、坂下出張所、東部市民センター、味美ふれあいセンター及び高蔵寺ふれあいセンターで交付を行っている。） ・マイナンバーカード交付促進のため、タブレット端末（マイナアシスト2）を利用した、マイナンバーカードの申請サポート及び申請受付を行う。 ・マイナンバーカード交付促進のため、商業施設等に出向き、出張申請サポート等を行う。 ・マイナンバーカード交付促進のため、啓発物品の作成及び配布を行う。																			
	事業期間	平成27年度～																		
過去の経緯、 主な実績等	【過去の経緯】 平成27年10月5日 マイナンバーカード交付申請の受付を開始 平成28年 1月 マイナンバーカード交付開始（市役所1階ホール及び東部市民センターにマイナンバーカード交付の臨時窓口を設置） 平成30年 6月 市民課（現戸籍住民課）においてマイナンバーカードの申請サポートを開始 令和元年 12月 マイナンバーカードの出張申請サポート及び出張申請受付を開始 令和2年 7月 3出張所においてマイナンバーカードの申請サポートを開始 令和4年 2月 坂下出張所においてマイナンバーカードの申請サポートを開始 令和6年 5月 国外転出者マイナンバーカードの運用開始 令和6年 12月 特急発行開始 【実績】 マイナンバーカード交付数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>項 目</th><th>交付数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td><td></td><td>48,790枚</td></tr> <tr> <td>4年度</td><td></td><td>63,657枚</td></tr> <tr> <td>5年度</td><td></td><td>44,878枚</td></tr> <tr> <td>6年度</td><td></td><td>27,976枚</td></tr> </tbody> </table>					年 度	項 目	交付数	3年度		48,790枚	4年度		63,657枚	5年度		44,878枚	6年度		27,976枚
	年 度	項 目	交付数																	
	3年度		48,790枚																	
	4年度		63,657枚																	
	5年度		44,878枚																	
	6年度		27,976枚																	
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)														
			177,645千円	182,210千円	144,812千円	133,772千円														
	特定財源	国・県支出金	177,475千円	181,990千円	144,681千円	133,658千円														
		その他	千円	千円	千円	千円														
	一般財源		170千円	220千円	131千円	114千円														

第六次総合計画 事業点検シート

7 年 度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・年度前半は、マイナポイント第1弾のときにマイナンバーカードを所得した人の電子証明書更新時期だったため、窓口が混雑した。					
	・年度後半は、社会保険の健康保険証廃止に伴い、マイナンバーカードの申請が増加した。土曜・日曜等の臨時窓口だけでなく、平日の予約枠も埋まる時期があった。					
・上記要因で窓口が混雑したものの、会計年度任用職員の増員や委託による土曜・日曜等の臨時窓口の継続により、大きな混乱なく対応することができた。						
マイナンバーカード交付数						
		項 目				
年 度			交 付 数			
7 年 度			45,501 枚			
成果指標	指標名		目標値	7 年 度	6 年 度	5 年 度
	マイナンバーカードの保有率及び年間交付数		90.0%（8年度） （38,000枚）	83.3% （45,501枚）	78.8% （27,976枚）	73.8% （44,878枚）
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・健康保険証の廃止の影響でマイナンバーカードの申請が増加したことから、マイナンバーカード交付窓口が混乱しないよう、業務委託を拡大し、土曜・日曜に臨時窓口を開設した。			
			【成果】 上記取組により、令和7年度は、約45,500枚のマイナンバーカードを交付することができた。			
【課題】 施設入所者等、マイナンバーカードの交付申請及び受取に来庁することが困難な者に対するマイナンバーカード交付申請支援が手薄となっていることが課題である。						
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし （課題解決のために必要な方策等）						
今後の 方向性	施設入所者等、マイナンバーカードの交付申請及び受取に来庁することが困難な者に対するマイナンバーカード交付申請支援を積極的に実施することで、更なるマイナンバーカード交付率の向上を目指す。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	マイナポイント第2弾時取得者の電子証明書の更新と、新たに開始する振り仮名の記載によりマイナンバーカード交付窓口がさらに混雑することが見込まれるため、前年度から継続して土曜・日曜等に臨時窓口を開設する等により対応する予定である。混雑状況によっては、体制の拡充を検討する。 また、施設入所者等、マイナンバーカードの交付申請及び受取に来庁することが困難な者に対するマイナンバーカード交付申請支援も並行して実施する予定である。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	7-3-1-6	
事業名	市税等未収金滞納整理			最終更新日	令和8年5月29日	
実施根拠	地方税法			担当課	収納課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	7 効果的かつ効率的な行政運営（まちづくりの進め方）		基本計画 重点方針	—	
	施策等	3 計画的な行政運営と自律した財政運営				
	基本的な 方向性等	1 計画的な事業の実施				
目的・ 事業概要	【目的】 公平公正な税負担や市税等収入による安定的な財源確保のため。 【事業概要】 - 令和7年度に引続き滞納者の状況を的確に把握し、納付困難な納税者に対し緩和措置を講じる。 - 督促状等に反応のない滞納者に対し厳正かつ効果的な滞納処分及び納税指導を行う。 - 収納率向上の循環サイクル（①長期高額滞納案件の解消②早期滞繰解消③現年収納率の向上）の構築を目指す。					
	事業期間	～				
過去の経緯、 主な実績等	令和5年度 新型コロナウイルス感染症の影響に配慮しつつ、預金差押を主軸として、継続債権（給与・年金等）の差押等を年間で655件実施した。 差押等換価金額は約1億3,500万円であった。 県の共同公売（不動産）への出品候補6件について折衝を続けた結果、自主納付により完納した。 令和6年度 預貯金差押を主軸として、給与・年金等の継続債権や不動産等の滞納処分を年間で525件執行した。 差押等換価金額は約1億900万円であった。 県の共同公売（不動産）への出品候補3件について折衝を続けた結果、自主納付により完納した。 預金電子照会システムを効率的に運用し、預貯金調査件数が増加した。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			千円	千円	千円	千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		千円	千円	千円	千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・預貯金差押を主軸として、給与・売掛金等の債権や不動産等の滞納処分を年間で618件執行した。 ・差押等換価金額は令和6年度から約3,100万円増加の約1億4千万円であった。 ・県の共同公売(不動産)への出品候補4件について折衝を続けた結果、自主納付により完納した。 ・預金電子照会システムを積極的に活用し、預貯金調査件数が増加した。					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	市税収入未済額 (翌年度繰越額)		9.4億円	9.8億円 (見込み)	9.6億円	9.3億円
	市税現年収納率		99.4%	99.4% (見込み)	99.3%	99.3%
	市税滞繰収納率		27.1%	25.2%	24.4%	27.1%
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・令和7年度の収納率は、現年分は前年度と同一の見込みである。滞繰分は前年度から0.8%増加した。 ・収入未済額が前年度より増加したため、滞繰分を滞納処分等で積極的に徴収する。あわせて、現年分の徴収を強化し、翌年度の滞納繰越額の増加を抑制する。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・滞納整理事務の効率化を進め、早期着手・早期整理を徹底し、収納率向上及び収入未済額の減少を図る。 ・納付困難な納税者に対しては、徴収の猶予又は換価の猶予など緩和措置を講じる。また、生活困窮の端緒を把握した場合は、健康福祉部と協力し、生活再建型の滞納整理の実現を目指す。 ・昨年度に引き続き、法定外の分納についても柔軟に申請を受け付け、未収金削減の一助とする。 ・行政調査やオンライン研修への参加を実施したうえで、職員の意識改革を行い、状況に応じた柔軟性のもと高度な滞納整理を実施できるよう人材の育成を図り、長期高額滞納案件の事案解決を目指す。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・滞納処分の執行を迅速に行い執行件数及び換価金額を増大するとともに、執行停止及び即時欠損についても的確に判断し、収納率向上及び収入未済額の減少を図る。 ・公売候補事案について積極的に折衝を進め、自主納付が見込めない場合は公売を実施する。 ・預金電子照会システムを活用し、より効率的に財産調査を行う。 ・納付困難な納税者に対しては、状況に応じて分納及び猶予など柔軟に対応し、生活再建型の滞納整理を実施する。				

第六次総合計画 施策点検シート

政策分野等	7 効果的かつ効率的な行政運営（まちづくりの進め方）	更新日	令和8年5月14日
施策等	3 計画的な行政運営と自律した財政運営	担当部	市民生活部
基本的な方向性等	2 総合計画と財政運営の連動性		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	適正かつ公平な課税事務	継続	125,243	152,146	○	市民税課
2	固定資産税の適正な課税事務	継続	103,126	73,681	○	資産税課
事業費合計			228,369	225,827		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果 や課題を踏 まえた効果 検証等)	・当初課税については制度改正などに適切に対応してきた。 ・業務の効率化により、業務量の削減や正確な課税の推進を図っている。 ・課税誤りが生じないように、正確な事務を行うための手順を構築してきている。 ・専門的な知識の習得と人事異動に伴う継承を行っている。		
今後の 方向性 (課題解決 の方策等)	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	・事務の見直し、改善を行い、適切な事務を実施することにより、正確かつ公平な課税の実施及び事務の効率化を図る。 ・正確、公平な課税を実施することにより、市税に対する市民の理解を深めるとともに、市政運営の財源となる市税収入を確保する。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	7-3-2-1	
事業名	適正かつ公平な課税事務			最終更新日	令和8年5月8日	
実施根拠	地方自治法、地方税法、市税条例			担当課	市民税課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	7 効果的かつ効率的な行政運営（まちづくりの進め方）		基本計画 重点方針	—	
	施策等	3 計画的な行政運営と自律した財政運営				
	基本的な 方向性等	2 総合計画と財政運営の連動性				
目的・ 事業概要	・ 地方税法や市税条例に基づいた、正確な課税を実施する。 ・ 課税客体の正確な把握に努め、公平な課税を行う。 ・ 正確、公平な課税を実施することにより、市税に対する市民の理解を深めるとともに、市政運営の財源となる市税収入を確保する。 ・ DXを推進することにより、市民の利便性を向上するとともに、業務の効率化を図る。					
	事業期間	—				
過去の経緯、 主な実績等	【令和3年度】 ・ 税制改正対応（ひとり親控除の新設、寡婦控除の見直し） ・ 新型コロナウイルス感染症に係る課税特例への対応 【令和4年度】 ・ 所得証明書等の所得課税証明書への一本化 ・ 所得課税証明書コンビニ交付の開始 ・ 軽自動車ワンストップシステムへの対応 【令和5年度】 ・ 所得税の確定申告相談の完全予約制導入 ・ 地方税共通納税システム、納付書QRコードへの対応（軽自動車税） ・ 特定小型原付（電動キックボード）標識の新設 ・ 市たばこ税の電子申請の開始 ・ 証明書交付手数料等のクレジット決済、バーコード決済の開始 【令和6年度】 ・ 税制改正対応（森林環境税の賦課徴収開始、定額減税） ・ 特別徴収税額決定通知書（個人市民税）の電子データ通知の開始 ・ 所得税の確定申告相談会場でのスマホ申告の促進 ・ 所得税の確定申告相談の予約方法の改善（WEB、Line、コールセンター） ・ 所得課税証明書のオンライン申請の開始					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			152,146千円	125,243千円	133,351千円	121,901千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		千円	千円	千円	千円

		(実施内容・事業費等)				
7年度の 主な実施内容 (実績)		【個人市民税】 ・市民税申告のeLTAX（電子申告）対応 【軽自動車税】 ・新基準原付への対応				
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	コンビニ交付件数割合		40.0% (約12,400件)	実績23.1% (7,158件)	実績 15.0% (4,788件)	実績 10.6% (3,297件)
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・毎年の税制改正に適切に対応してきた。 ・市民税申告書作成ツールの導入により、業務量の削減、正確な課税の推進ができ、また、ふるさと納税の試算ができることで、市民サービスも向上した。 (課題) ・当初課税業務の繁忙期（1～5月）の業務量が多いため、DXの推進などによる業務の効率化。 ・所得課税証明書のコンビニ交付やオンライン申請の利用向上及びさらなるDXの推進による、市民の利便性の向上。 ・度重なる制度改正により税制そのものが非常に複雑になっているため、課税事務、システム改修、市民への説明に難渋している。また、職員についても、必要となる知識が膨大となっていることから、専門知識の習得に時間を要している。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性		(課題解決のために必要な方策等) ・正確、公平な課税を継続して実施することを最優先とし、市税に対する市民の理解の増進を図る。 ・手順書（マニュアル）等の見直しや業務改善を継続して行っていくこと及び課税データのチェック方法の強化を行い、適切な事務を実施することにより、正確な課税の実施及び事務の効率化を図る。 ・調査の実施や関係機関（税務署・県税事務所等）との連携等により、課税客体の正確な把握に努め、公平な課税を行う。				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	【軽自動車税】 ・納税通知書の電子化への対応				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	7-3-2-2	
事業名	固定資産税の適正な課税事務			最終更新日	令和8年5月14日	
実施根拠	地方自治法、地方税法、市税条例			担当課	資産税課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	7 効果的かつ効率的な行政運営（まちづくりの進め方）		基本計画 重点方針	—	
	施策等	3 計画的な行政運営と自律した財政運営				
	基本的な 方向性等	2 総合計画と財政運営の連動性				
目的・ 事業概要	（目 的） 賦課期日（1月1日）現在の納税義務者に適正な課税を行う。 （事業概要） 【土 地】 ・土地登記簿の異動情報（所有権移転、分合筆等）を基に、賦課期日までの異動物件について入力処理を行い、土地課税台帳に最新の情報を登録する。 ・実地調査による利用状況の確認、現況に応じた土地の評価を行う。 ・評価替え年度に市内全域の路線価を見直すとともに、対象となる全ての土地についても評価の見直しを実施する。 【家 屋】 ・家屋登記簿の異動情報（所有権移転等）を基に、賦課期日までの異動物件について入力処理を行い、家屋課税台帳に最新の情報を登録する。 ・賦課期日現在、新たに課税となる家屋（新築・増築・改築）全てに対し実地調査を行い、評価額（課税標準額）を算出する。 ・取り壊し家屋について現地を確認し、家屋課税台帳、配置図の更新を行う。 【償却資産】 ・事業用の固定資産のうち、機械器具、備品等を対象に適正な課税を行う。 ・市内に事業所を有する法人や個人に対して、申告書を送付し、提出された申告書の内容を確認後、入力し償却資産課税台帳に登録する。					
	事業期間	—				
過去の経緯、 主な実績等	【共 通】 ・課内体制を見直し、担当者間での協力体制の強化、情報連携を行っている。 ・納税通知書の再発行、現所有者変更等についてRPAを導入、運用している。 【土 地】 ・法務局からの通知（登記済通知書）に基づき、最新の所有者及び土地の形状等を確認し、納税義務者及び評価対象筆を把握するとともに、現地調査により、土地の利用状況を確認し、変更があった土地は課税地目等を見直し、適正な課税を行っている。 ・固定資産評価システム、タブレット端末を導入し、登記情報、地籍図の更新の他、現地調査、固定資産評価システムによる評価・入力を行い課税台帳に登録をしている。 ・家屋調査の結果を土地の評価に反映させ、住宅用地特例適用漏れ等の防止策を講じている。 【家 屋】 ・新規課税対象家屋の調査・評価を行い、適正な課税を行っている。また、航空写真等を活用した課税客体の把握を行っている。 【償却資産】 ・税務署、その他関係機関との連携により国税資料等の閲覧を行い情報収集に努めるとともに、必要に応じ現地調査を実施し、適正な課税を行っている。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			73,681千円	103,126千円	63,683千円	62,384千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		73,681千円	103,126千円	63,683千円	62,384千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	【共通】 ・令和9年度の評価替えに向けた事務取扱要領改訂内容の検討 ・税制改正への対応（HP等での周知、各種特例制度への対応）					
	【土地】 令和8年度の課税に向けた時点修正率の決定 路線価の付設に必要な標準宅地（市内で約570地点）の時価を評定					
	【家屋】 航空写真等で把握した家屋異動を確認し、調査が必要な家屋の絞り込み 【償却資産】 税務署、関係機関への資料閲覧					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
これまでの 取り組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(課題等) ・専門的な知識の習得と人事異動に伴う継承が必要である。 ・次回以降の評価替えに向け、事務取扱要領の改訂、評価替えに対応したシステムの更新が必要である。 ・各システムや航空写真、配置図等を活用し、課税漏れ・課税誤りを防止するとともに、事務処理の効率化を進める必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	【共 通】 ・マニュアルの見直しや事務改善を継続して行っていくことで、課税誤りの根絶や課税客体の正確な把握に努め、適正な課税を行う。 ・デジタル化などにより、業務の見直し及び効率化を図る。 ・国・県等で開催される研修を積極的に受講し、内部研修等で知識の継承を図る。 ・次回評価替えに向けて、各自治体の状況調査、評価支援業務委託業者との連携等により、現行の評価事務取扱要領の改訂を行う。 ・基幹系住民情報システム標準化に向けた標準仕様へのシステム修正、確認 【土 地】 ・次年度の課税に向けた時点修正率の決定 ・次回評価替えに向けた路線価の付設、評価の見直しを行う。 【家 屋】 ・新規課税対象及び取り壊し家屋の適切な把握を行う。 【償却資産】 ・課税客体を捕捉するための実地調査の方法を検討。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	【共 通】 ・令和9年度の評価替えに向けた事務取扱要領の改訂 ・税制改正への対応（HP等での周知、各種特例制度への対応） 【土 地】 ・標準宅地の鑑定評価に基づく路線価（市内で約13,000本）の付設 ・令和9年度の課税に向けた時点修正率の決定 【家 屋】 ・航空写真等を活用し、調査が必要と判断した家屋の現地調査 【償却資産】 ・税務署、関係機関への資料閲覧				